

第1編 概況

第1章 人口動態

1 概況

人口動態調査は、「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により、市町村長に届出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届出書から、人口動態調査令に基づいて各調査票が作成される。

人口動態統計は、この調査票をもとに人口の動態事象を統計的に把握したもので、行政施策の立案や保健医療の基礎資料として広く活用され、人口集団の動向を知る上で重要な役割を果たしている。

平成20年の福島県の人口動態事象の概況は、表1、表2のとおりである。

※平成20年はうるう年

第1表 人口動態総覧・対前年比較

	実 数			率			平均発生件数					
	平成20年	平成19年	対前年増減	平成20年	平成19年	対前年増減	平成20年			平成19年		
							時	分	秒	時	分	秒
出 生	16,908	17,101	△ 193	8.3	8.3	0.0	0	31	10	0	30	44
死 亡	21,583	21,339	244	10.6	10.4	0.2	0	24	25	0	24	38
乳児死亡	45	44	1	2.7	2.6	0.1	195	12	0	199	5	27
新生児死亡	20	19	1	1.2	1.1	0.1	439	12	0	461	3	9
自 然 増 加	△ 4,675	△ 4,238	△ 437	△ 2.3	△ 2.1	△ 0.2						
死 産	477	490	△ 13	27.4	27.9	△ 0.5	18	24	54	17	52	39
自 然 死 産	250	243	7	14.4	13.8	0.6	35	8	10	36	2	58
人 工 死 産	227	247	△ 20	13.1	14.0	△ 0.9	38	41	46	35	27	56
周産期死亡	90	78	12	5.3	4.5	0.8	97	36	0	112	18	28
妊娠満22週以後の死産	75	62	13	4.4	3.6	0.8	117	7	12	141	17	25
早期新生児死亡	15	16	△ 1	0.9	0.9	0.0	585	36	0	547	30	0
婚 姻	10,252	10,178	74	5.0	4.9	0.1	0	51	25	0	51	38
離 婚	3,991	4,159	△ 168	1.95	2.02	△ 0.07	2	12	3	2	6	23

合計特殊出生率

合計特殊出生率	福島県			全国平均			全国順位		
	平成20年	平成19年	平成18年	平成20年	平成19年	平成18年	平成20年	平成19年	平成18年
	1.52	1.49	1.49	1.37	1.34	1.32	8	8	9

(注) 出生、死亡、自然増加、婚姻、離婚率は人口千対。

乳児、新生児、早期新生児死亡率は出生千対。

死産率は出産(出生+死産)千対。

周産期死亡率及び妊娠22週以後の死産率は出産(出生+妊娠満22週以後の死産)千対。

※算出に用いた人口

平成20年 県人口(日本人人口) 2,043,000人「平成20年10月1日現在推計人口」(総務省統計局)

平成19年 県人口(日本人人口) 2,057,000人「平成19年10月1日現在推計人口」(総務省統計局)

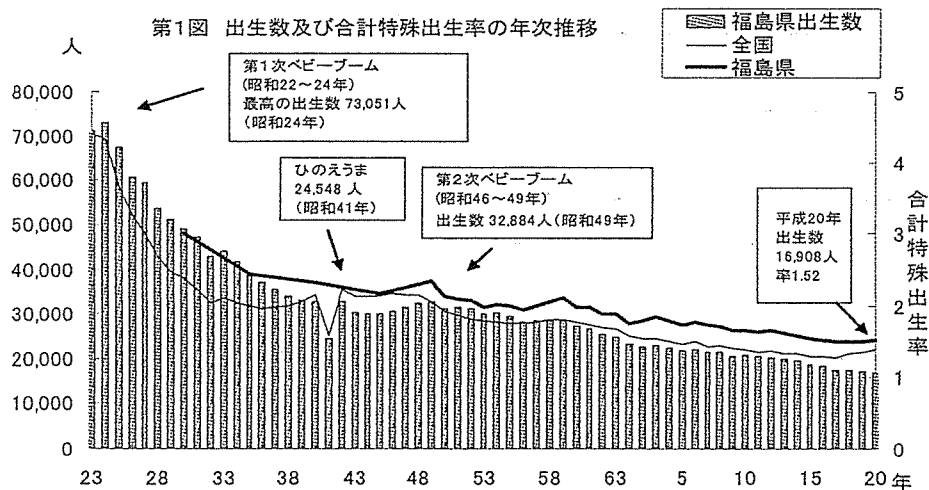
	平成20年				平成19年			
	福島県 (A)	全国平均 (B)	比較 (A)-(B)	全国順位 (率の高いほう からの順位)	福島県 (A)	全国平均 (B)	比較 (A)-(B)	全国順位 (率の高いほう からの順位)
出生	8.3	8.7	△ 0.4	31	8.3	8.6	△ 0.3	32
死亡	10.6	9.1	1.5	18	10.4	8.8	1.6	16
乳児死亡	2.7	2.6	0.1	15	2.6	2.6	0.0	22
新生児死亡	1.2	1.2	0.0	23	1.1	1.3	△ 0.2	33
自然増加	△ 2.3	△ 0.4	△ 1.9	32	△ 2.1	△ 0.1	△ 2.0	32
死産	27.4	25.2	2.2	14	27.9	26.2	1.7	18
自然死産	14.4	11.3	3.1	-	13.8	11.7	2.1	-
人工死産	13.1	13.9	△ 0.8	-	14.0	14.5	△ 0.5	-
周産期死亡	5.3	4.3	1.0	6	4.5	4.5	0.0	19
妊娠満22週 以後の死産	4.4	3.4	1.0	-	3.6	3.5	0.1	-
早期新生児 死亡	0.9	0.9	0.0	-	0.9	1.0	△ 0.1	-
婚姻	5.0	5.8	△ 0.8	31	4.9	5.7	△ 0.8	33
離婚	1.95	1.99	△ 0.04	19	2.02	2.02	0.00	14

2 出生

(1) 出生の動向

平成20年の出生数は16,908人で、前年の17,101人より193人減少し、出生率（人口千対）は前年と同率の8.3だった。また、全国と比較すると、全国の8.7より0.4下回り、全国順位は31位となっている。出生数の年次推移をみると、昭和22～24年の第1次ベビーブーム期には出生数は70千人台であったが、昭和25年以降減少した。昭和46～49年の第2次ベビーブーム期にやや増加し30千人台となったが、昭和50年以降は再び減少傾向となった。その後、増加と減少を繰り返しながら、ゆるやかな減少傾向となり、平成18年は8年ぶりに増加したが19年には再び減少に転じた。

なお、平成20年の合計特殊出生率は前年を0.03上回って1.52となった。これは、全国平均の1.37を0.15上回っており、全国8位となっている。（第1図）



(2) 出生順位別にみた出生

出生順位別にみると、出生数は第1子7,542人(対前年比110人の減)、第2子6,223人(同152人の減)、第3子2,486人(同17人の増)、第4子以上は640人(同52人の増)となった。

出生順位別割合を年次別にみると、表3のとおり昭和35年には第1子及び第2子の占める割合は65.2%であったが、逐年その割合が増大し、50年以降はほぼ80%前後で推移している。

平成20年は、第1子が44.6%、第2子が36.8%、第3子が14.8%、第4子以上が3.8%となり、第1子及び第2子で全出生数の81.4%を占めている。また、第4子以上の割合は平成16年から増加傾向となっている。(第3表)

第3表 出生順位別出生割合・年次別

	総数	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子以上
昭和35年	100.0	35.0	30.2	17.3	8.9	8.6
40	100.0	37.1	36.6	17.1	5.7	3.6
45	100.0	40.6	36.5	17.2	4.0	1.8
50	100.0	41.8	38.7	15.5	3.0	1.0
55	100.0	39.5	38.5	18.4	2.8	0.8
60	100.0	38.8	37.7	19.3	3.3	0.9
平成2年	100.0	39.1	37.2	19.2	3.7	0.8
7	100.0	43.3	35.8	16.7	3.3	0.9
12	100.0	46.6	35.9	14.1	2.6	0.7
15	100.0	46.0	37.7	13.0	2.3	0.9
16	100.0	45.6	38.0	13.3	2.4	0.7
17	100.0	45.0	38.3	13.6	2.3	0.8
18	100.0	45.3	37.4	14.0	2.5	0.7
19	100.0	44.8	37.3	14.5	2.6	0.8
20	100.0	44.6	36.8	14.8	3.0	0.8

(3) 母の年齢別にみた出生

母の年齢(5歳階級)別出生数をみると、最も多いのは25~29歳の5,528人(前年比253人の減)、次いで30~34歳5,511人(同68人の減)、20~24歳2,789人(同83人の減)となっている。

これを年次別にみると、~29歳での出生割合はここ数年減少傾向にあり、かわって30歳~では増加傾向となっている。(第4表)

第4表 母の年齢(5歳階級)・出生割合・年次別

(単位:%)

	総数	15歳未満	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55歳以上
昭和35年	100.0	-	1.2	26.7	44.0	20.1	6.6	1.3	0.1	0.0	0.0
40	100.0	-	1.0	27.5	45.2	20.9	4.4	0.8	0.1	-	-
45	100.0	-	1.6	29.2	45.9	18.5	4.2	0.7	0.0	-	-
50	100.0	-	1.1	30.9	49.3	15.0	3.2	0.4	0.0	0.0	-
55	100.0	-	1.0	22.8	52.4	20.6	2.9	0.2	0.0	-	-
60	100.0	0.0	1.0	19.2	48.9	25.6	4.8	0.5	0.0	-	-
平成2年	100.0	-	1.4	16.3	44.9	29.7	7.1	0.7	-	-	-
7	100.0	0.0	1.6	19.0	39.2	30.0	9.1	1.0	0.0	-	-
12	100.0	-	2.2	19.1	38.0	28.8	10.3	1.5	0.0	-	-
15	100.0	0.0	2.4	18.3	37.1	29.5	11.0	1.6	0.0	0.0	-
16	100.0	-	2.5	18.3	35.1	31.3	11.1	1.7	0.0	-	-
17	100.0	-	2.1	17.6	34.8	32.0	11.8	1.6	0.1	-	-
18	100.0	0.0	1.9	17.3	34.0	32.3	12.7	1.7	0.1	-	-
19	100.0	0.0	1.6	16.8	33.8	32.6	13.1	2.0	0.1	-	-
20	100.0	0.0	1.9	16.5	32.7	32.6	14.1	2.2	0.0	-	-

(4) 出生の場所・立会者別にみた出生

出生児を出生の場所別にみると、昭和35年当時は70%以上が施設外であったが、その後母子衛生の向上及び施設の整備に伴って、病院・診療所・助産所等の医療施設での出生割合が急速に増加し、45年には施設内出生がほとんどを占めている。施設内出生を場所別にみると、平成20年は病院が47.3%、診療所が52.2%となっており、この二者で99.5%を占めている。

立会者別では、平成20年は医師が92.8%、助産師が7.1%となっている。(第5表)

第5表 出生の場所、立会人、出生割合・年次別

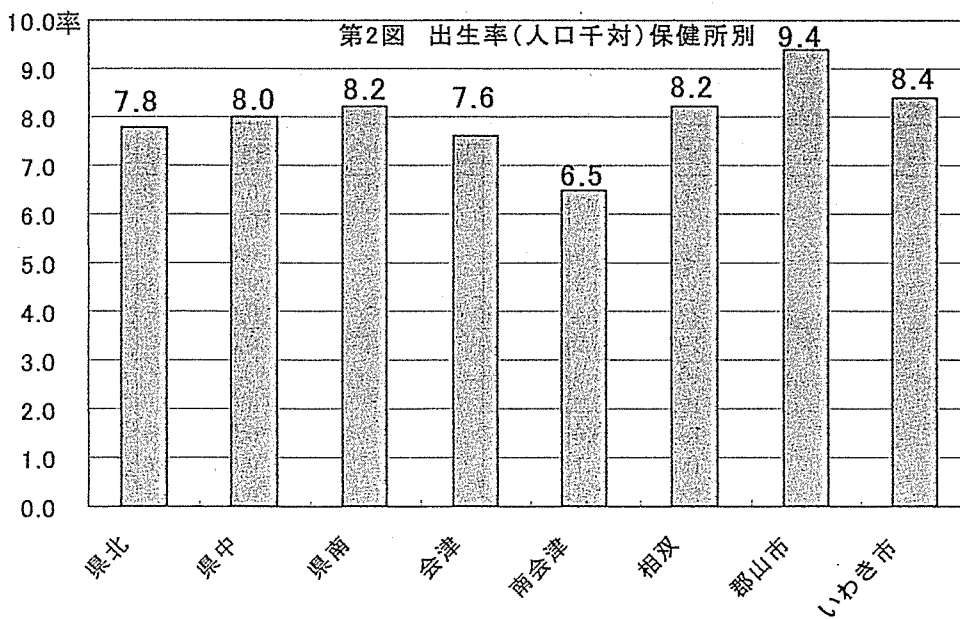
(単位:人、%)

区分 年次	出生の場所・割合					立会者							
	施設内	病院	診療所	助産所	施設外	総数	率	医師	率	助産師	率	その他	率
昭和35年	28.9	11.8	10.2	6.9	71.1	39,213	100.0	8,903	22.7	29,522	75.3	788	2.0
40	71.3	28.4	27.2	15.6	28.7	32,863	100.0	18,404	56.0	14,199	43.2	260	0.8
45	95.6	37.2	40.0	18.4	4.4	29,952	100.0	23,202	77.5	6,727	22.4	23	0.1
50	99.0	42.8	43.2	13.0	1.0	31,287	100.0	26,907	86.0	4,376	14.0	4	0.0
55	99.6	48.5	44.2	6.8	0.4	29,504	100.0	27,393	92.9	2,106	7.1	5	0.0
60	99.8	52.5	44.2	3.1	0.2	27,305	100.0	25,710	94.2	1,585	5.8	10	0.0
平成2年	99.9	53.0	45.5	1.4	0.1	22,721	100.0	21,876	96.3	843	3.7	2	0.0
7	99.9	50.2	48.7	1.0	0.1	21,306	100.0	20,792	97.6	507	2.4	7	0.0
12	99.9	49.5	49.5	0.9	0.1	20,332	100.0	19,687	96.8	634	3.1	11	0.1
15	99.8	48.6	50.4	0.8	0.2	18,824	100.0	18,004	95.6	813	4.3	7	0.0
16	99.8	46.8	52.4	0.7	0.2	18,306	100.0	17,531	95.8	765	4.2	10	0.0
17	99.8	45.6	53.5	0.7	0.2	17,538	100.0	16,694	95.2	838	4.8	6	0.0
18	99.8	45.7	53.6	0.5	0.2	17,541	100.0	16,453	93.8	1,080	6.2	8	0.0
19	99.8	45.6	53.9	0.3	0.2	17,101	100.0	15,976	93.4	1,120	6.5	5	0.0
20	99.8	47.3	52.2	0.3	0.2	16,908	100.0	15,693	92.8	1,206	7.1	9	0.1

(5) 地域別にみた出生

平成20年の出生率(人口千対)を地域別にみると、地域の年齢構成により格差があるが、市部の出生数は13,742人(前年13,916人)で出生率8.5(同8.6)、郡部は3,166人(同3,185人)で出生率7.3(同7.2)となり市部が郡部より1.2上回っている。(第2図)

※平成20年7月1日 飯野町は福島市に合併した。

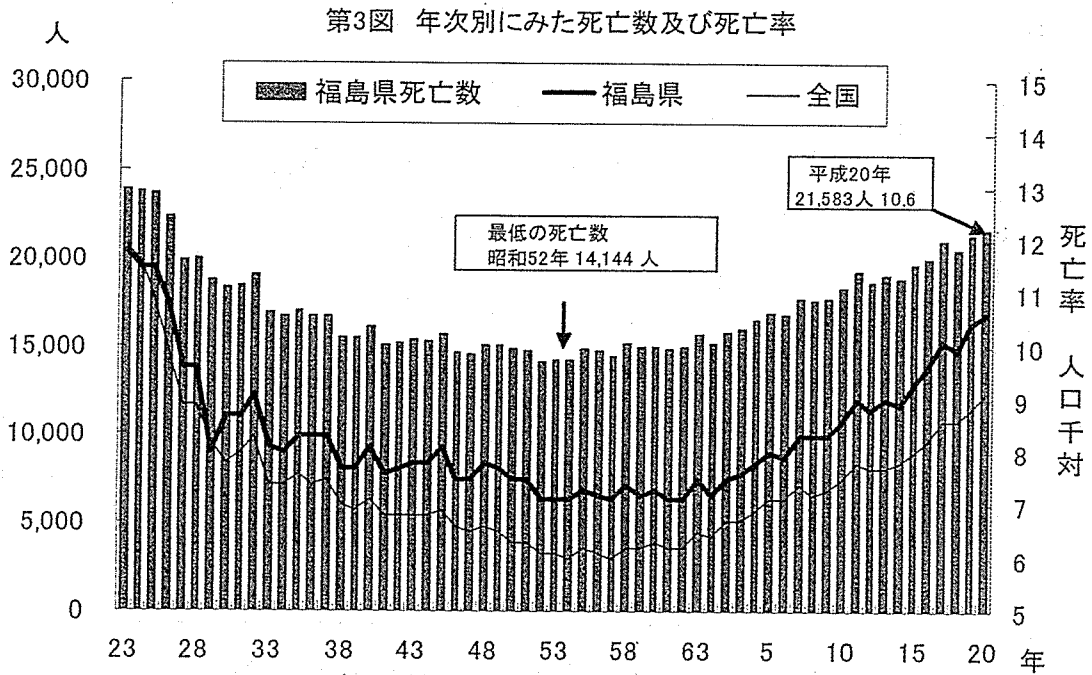


3 死亡

(1) 死亡の動向

平成20年の死亡数は21,583人で、前年の21,339人より244人増加し、死亡率（人口千対）は10.6で、前年の10.4を0.2上回った。また、全国と比較すると、全国の9.1より1.5上回り、全国順位は18位となっている。

死亡数の過去の推移をみると、昭和52年に過去最低の14,144人を記録した以降は増加と減少を繰り返しながらゆるやかな増加傾向であり、平成18年は平成14年以降4年ぶりに減少したが、19年に再び増加に転じた。（第3図）



年齢(5歳階級)別にみた死亡数

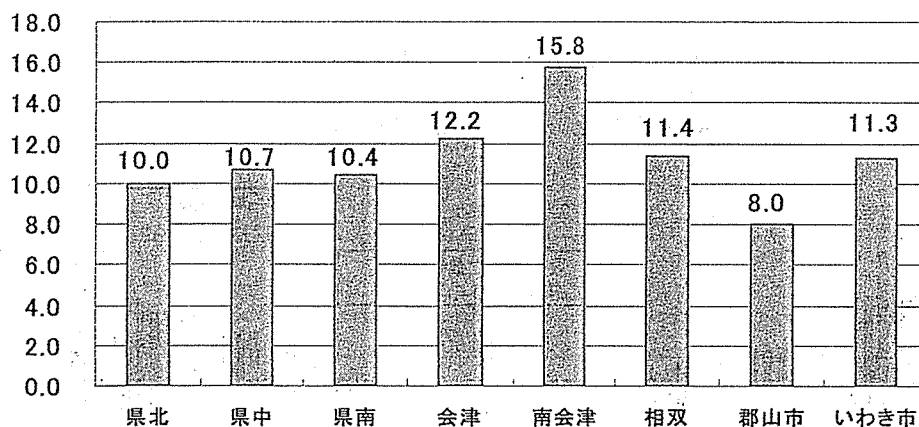
年齢階級	死亡数			年齢階級	死亡数		
	平成20年	平成19年	対前年増減		平成20年	平成19年	対前年増減
総数	21,583	21,339	244	45~49	262	275	△ 13
0~4歳	54	57	△ 3	50~54	451	475	△ 24
5~9	13	3	10	55~59	836	874	△ 38
10~14	5	8	△ 3	60~64	917	893	24
15~19	33	28	5	65~69	1,290	1,299	△ 9
20~24	46	53	△ 7	70~74	1,949	2,099	△ 150
25~29	58	65	△ 7	75~79	3,176	3,186	△ 10
30~34	90	76	14	80~84	4,206	3,989	217
35~39	125	132	△ 7	85~89	3,873	3,721	152
40~44	156	169	△ 13	90歳以上	4,043	3,937	106

(2) 地域別にみた死亡

平成20年の死亡率（人口千対）を地域別にみると、地域の年齢構成により格差があるが、市部の死亡数は16,282人（前年15,830人）で死亡率10.0（同9.8）、郡部は5,301人（同5,509人）で死亡率12.2（同12.4）となり郡部が市部より2.2上回っている。（第4図）

※平成20年7月1日 飯野町は福島市に合併した。

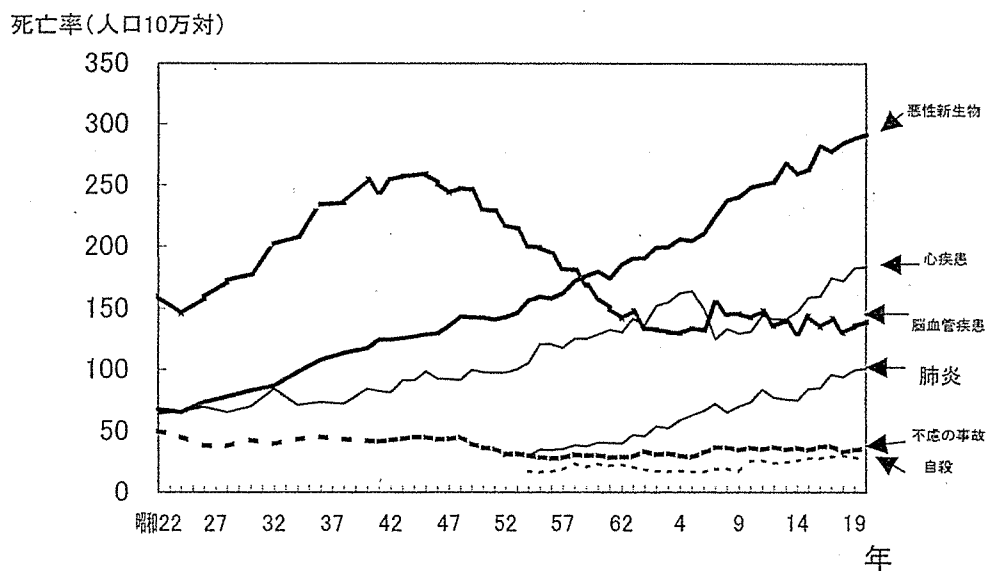
第4図 死亡率（人口千対）保健所別



(3) 死因の動向

平成20年の死亡数を死因順位別にみると、第1位は悪性新生物で5,956人死亡率（人口10万対）291.5、第2位は心疾患3,750人、183.6、第3位は脳血管疾患2,850人、139.5となっている。

第5図 主要死因別死亡率（人口10万対）の年次推移



主な死因の年次推移をみると、悪性新生物は年々上昇を続けており、昭和59年に脳血管疾患にかわって死因順位第1位となり、平成20年の全死亡者に占める割合は27.6%となっている。

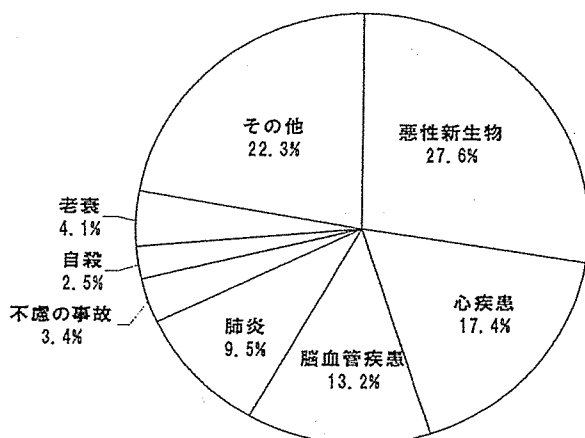
心疾患は平成元年に脳血管疾患にかわり第2位となりその後も上昇傾向を示しており、平成20年の全死亡者に占める割合は17.4%となっている。

脳血管疾患は45年をピークに低下しはじめ、59年には、悪性新生物にかわり第2位に、さらに平成元年には心疾患にかわり第3位となり、その後は増加と減少を繰り返しながらも、減少傾向となっている。

悪性新生物、心疾患及び脳血管疾患を合わせた全死亡者数に占める割合は58.2%となっている。

(第5図, 第6表)

主な死因別死亡数の割合（平成20年）



第6表 主要死因の対前年比較

死 因	平成20年			平成19年			比 較		全 国	
	死亡者数	死亡率 人口(10 万 対)	死亡者 総数に 占める 割合(%)	死亡者数	死亡率 人口10 万 対	死亡者 総数に 占める 割合(%)	死亡者数	死亡率 人口10 万 対	死亡率 人口10 万 対	死亡者 総数に 占める 割合(%)
全 死 因	21,583	1,056.4	100.0	21,339	1,037.4	100.0	244	19.0	907.1	100.0
悪性新生物	5,956	291.5	27.6	5,935	288.5	27.8	21	3.0	272.3	30.0
心 疾 患	3,750	183.6	17.4	3,761	182.8	17.6	△ 11	0.8	144.4	15.9
脳血管疾患	2,850	139.5	13.2	2,800	136.1	13.1	50	3.4	100.9	11.1
肺 炎	2,057	100.7	9.5	2,053	99.8	9.6	4	0.9	91.6	10.1
老 衰	880	43.1	4.1	796	38.7	3.7	84	4.4	28.6	3.1
不慮の事故	740	36.2	3.4	708	34.4	3.3	32	1.8	30.3	3.3
自 殺	535	26.2	2.5	589	28.6	2.8	△ 54	△ 2.4	24.0	2.6
腎 不 全	398	19.5	1.8	391	19.0	1.8	7	0.5	17.9	2.0
慢性閉塞性 肺 疾 患	298	14.6	1.4	322	15.7	1.5	△ 24	△ 1.1	12.3	1.4
肝 疾 患	239	11.7	1.1	226	11.0	1.1	13	0.7	12.9	1.4

(4) 主要死因

ア 悪性新生物

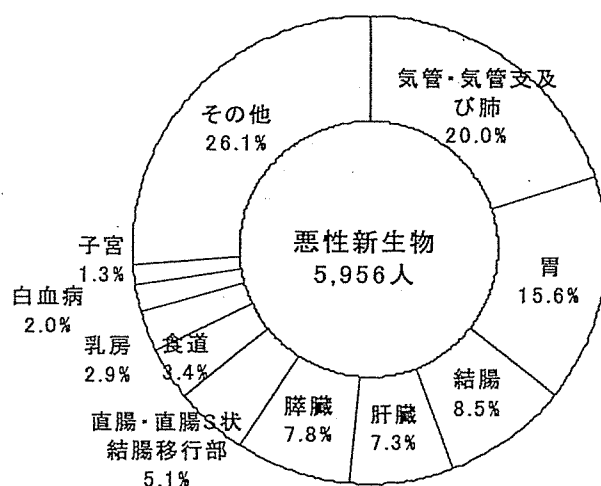
死亡率の年次推移をみると昭和55年が159.3、60年が179.6、平成2年が199.2と上昇傾向が続き、平成20年では291.5（死亡数5,956人、死因順位第1位）となっている。これを部位別にみると、最も死亡数が多いのは気管・気管支及び肺が1,193人、悪性新生物のなかでの割合は20.0%で最も多く、次いで、胃の927人15.6%、結腸・直腸・S状結腸の812人13.6%の順となっている。（第7表、第6図）

第7表 悪性新生物死亡率(人口10万対)、部位・年次別

部 位	昭和55年	60	平成2年	7	12	17	19	20
総 数	159.3	179.6	199.2	224.6	252.6	278.5	288.5	291.5
胃	51.2	51.1	48.0	44.9	45.6	45.3	47.2	45.4
気管・気管支及び肺	17.7	27.5	31.8	38.7	46.0	52.2	52.6	58.4
肝及び肝内胆管	9.8	13.4	14.9	21.2	24.4	21.5	22.5	21.2
膵	9.5	10.5	14.8	14.8	16.1	21.0	21.7	22.6
結腸・直腸・S状結腸	7.8	7.4	10.8	27.2	30.9	37.8	39.4	39.7
食 道	8.6	8.5	7.7	9.0	8.3	9.4	10.1	10.0
乳 房	3.8	3.5	3.9	4.7	6.0	9.1	8.9	8.6
白 血 病	4.1	4.4	4.9	5.1	4.8	6.1	5.8	5.8
子 宮	10.1	7.9	7.1	6.8	6.6	7.9	7.7	7.2
そ の 他	41.1	49.3	58.8	55.4	67.2	72.1	76.3	76.1

- (注) 1. 部位名は平成7年から適用した第10回修正国際疾病、傷害及び死因統計分類による。
 2. 昭和55年から平成6年までの部位名は、第9回修正国際疾病、傷害及び死因統計分類による。
 3. 平成2年まで、結腸はその他に含まれる。
 4. 子宮については、女子人口10万対の死亡率である。

第6図 悪性新生物部位別死亡割合



イ 脳血管疾患

死亡率の年次推移をみると、昭和45年の259.7をピークに低下、平成3年以降は横ばいで推移し、7年に上昇したものの、8年以降再び低下し、近年は横ばいとなっている。(第8表)

その他の死亡率18.4には、くも膜下出血の15.9を含む。

第8表 脳血管疾患死亡率(人口10万対)、病類・年次別

病 類	昭和55年	60	平成2年	7	12	15	16	17	19	20
総 数	199.4	159.0	133.0	155.0	136.4	143.9	135.0	142.3	136.1	139.5
脳 梗 塞	106.9	93.3	78.7	102.1	91.0	94.9	85.1	92.5	86.1	88.5
脳 内 出 血	61.4	39.8	32.2	33.3	28.8	31.0	31.9	33.6	33.4	32.6
そ の 他	30.9	26.1	22.0	19.7	16.5	18.1	18.0	16.1	16.5	18.4

ウ 心疾患

死亡率の年次推移をみると、昭和55年が120.7、60年が129.0、平成2年には152.4と上昇傾向は続き、平成7年から低下したが、その後再び上昇傾向に転じ、平成20年では183.6(死亡数3,750人、死因順位第2位)となった。(第9表)

第9表 心疾患患者死亡率(人口10万対)、病類・年次別

病 類	昭和55	60	平成2	7	12	15	17	18	19	20
総 数	120.7	129.0	152.4	125.1	141.5	159.2	175.1	172.2	182.8	183.6
急性心筋梗塞及びその他の虚血性心疾患	51.6	47.3	471.3	62.1	61.9	70.1	77.2	77.1	80.2	84.6
慢性リウマチ性心疾患及び慢性非リウマチ性心内膜 疾 患	4.5	4.0	5.1	8.0	9.3	10.4	10.4	9.9	11.6	11.4
そ の 他 の 心 疾 患 (心 不 全)	64.5 (52.8)	77.7 (67.3)	105.9 (94.5)	55.0 (36.6)	70.3 (44.7)	78.6 (51.6)	87.5 (54.6)	85.3 (55.6)	91.1 (59.8)	87.7 (58.7)

(注) 病類名は、平成7年から適用した第10回修正国際疾病、傷害及び死因統計分類による。

4 人口の自然増加

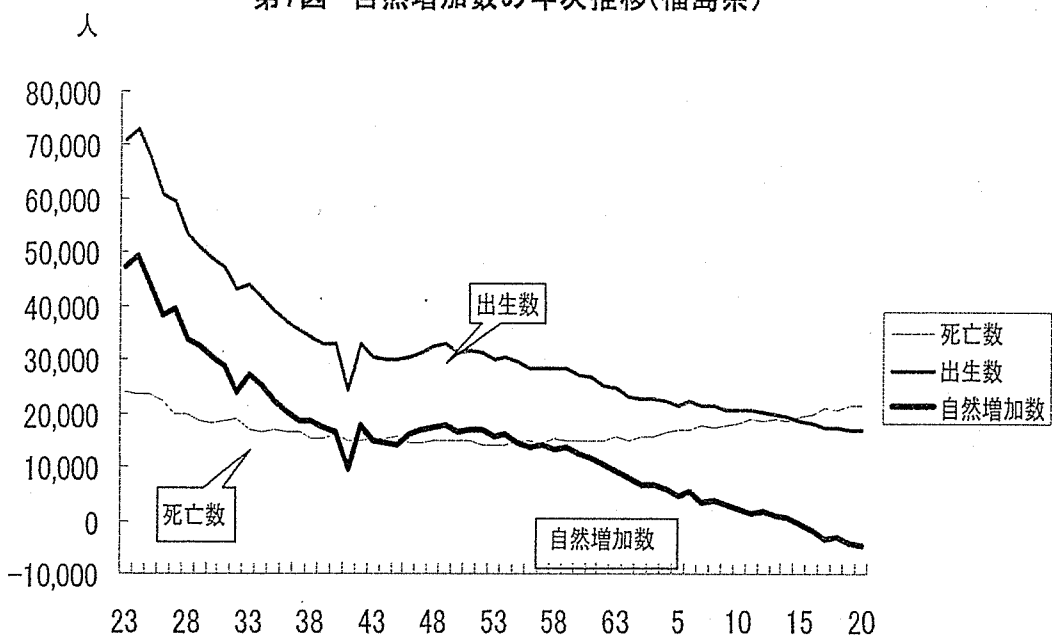
(1) 自然増加の動向

平成20年の自然増加数は△4,675人で、前年の△4,238人より437人減少し、自然増加率(人口千対)は△2.3で、前年の△2.1をさらに0.2下回った。また、全国と比較すると、昭和36年までは全国を上回り、37年から56年にかけては下回った。57年には再び全国を上回るようになったが、平成4年以降再度全国を下回り、平成20年は全国の△0.4より1.9下回り全国順位は32位となっている。

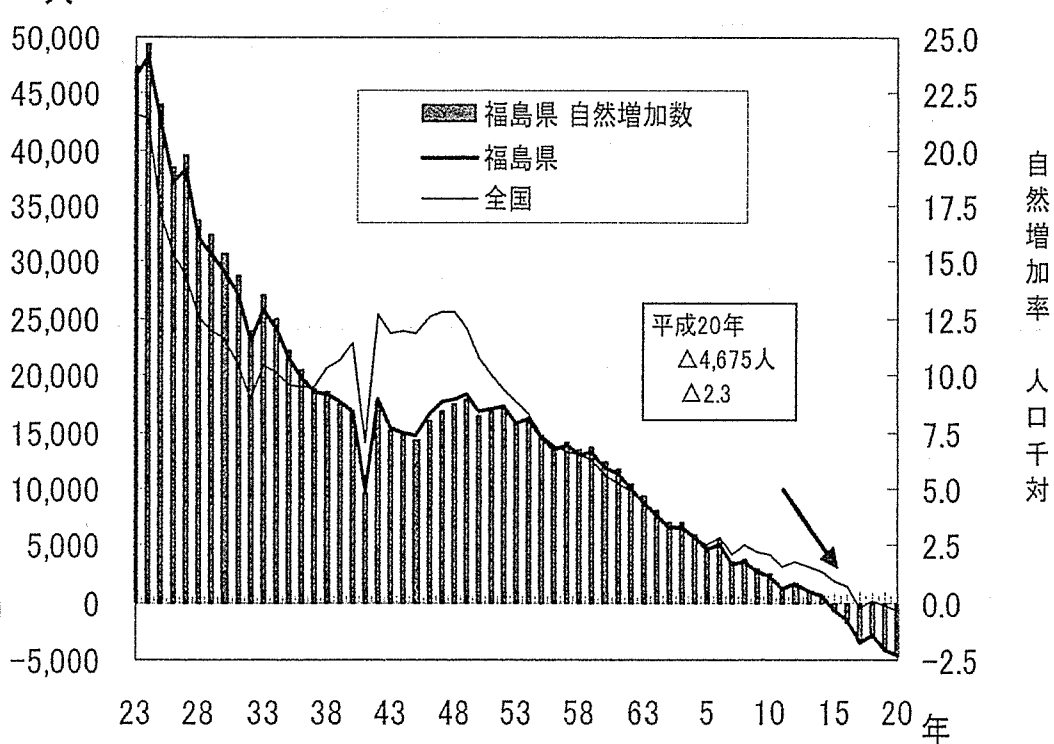
自然増加数の年次推移は、戦後のベビーブーム期の大幅増加から漸次増加幅が縮小していたが、昭和46年から昭和49年の第二次ベビーブームには増加に転じた。しかし、昭和50年以降は再度縮小しはじめ、出生数の減少と死亡数の増加もあり平成15年からはマイナスとなっている。

(第7図、第8図)

第7図 自然増加数の年次推移(福島県)



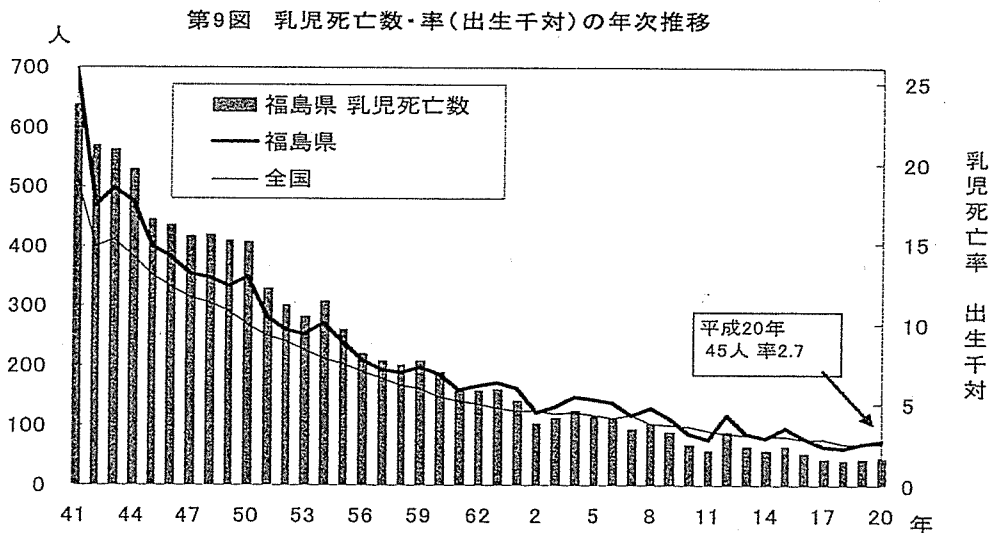
第8図 自然増加数・率(人口千対)の年次推移 全国との比較



5 乳児死亡

(1) 乳児死亡の動向

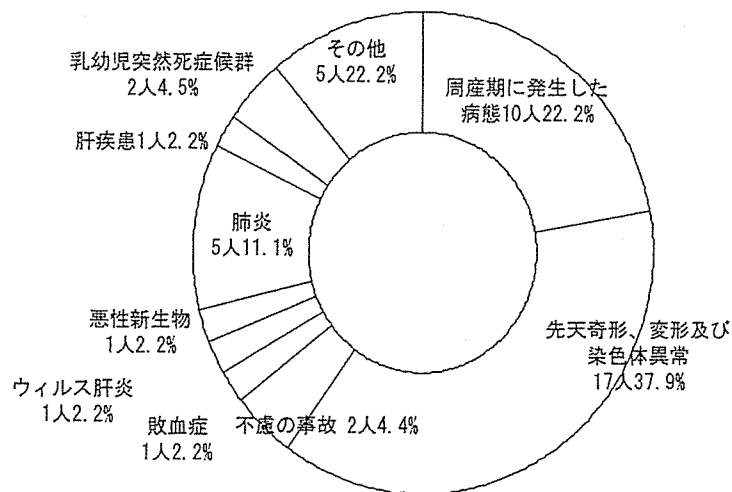
平成20年の乳児死亡数は45人で、前年の44人より1人増加し、乳児死亡率（出生千対）は2.7で前年の2.6を0.1上回った。また、全国と比較すると、全国の2.6より0.1高くなり、全国順位は15位となっている。乳児死亡の年次推移をみると、その減少幅は著しく、昭和25年には63.1と高率を示したが、その後は減少傾向が続き、52年には9.6とひとけた台となり、以後減少と増加を繰り返しながらゆるやかな減少傾向となっている。（第9図）



(2) 乳児死亡の原因

乳児死亡の原因を乳児死因分類でみると、先天奇形、変形・染色体異常17人(37.9%)、周産期に発生した病態10人(22.2%)で、全体の60.1%を占めている。（第10図）

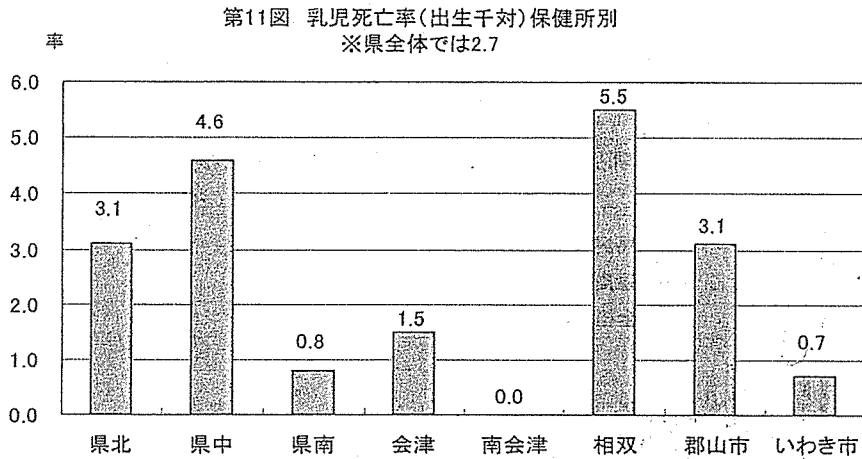
第10図 乳幼児死亡の死因別
平成20年 総数45人



(3) 地域別にみた乳児死亡

乳児死亡率は客体数が少ないこともあって、出生率や死亡率と異なり地域的な特徴をつかみにくいですが、平成20年の保健所管内別にみると、最も高いのは、相双保健所管内の5.5となっている。

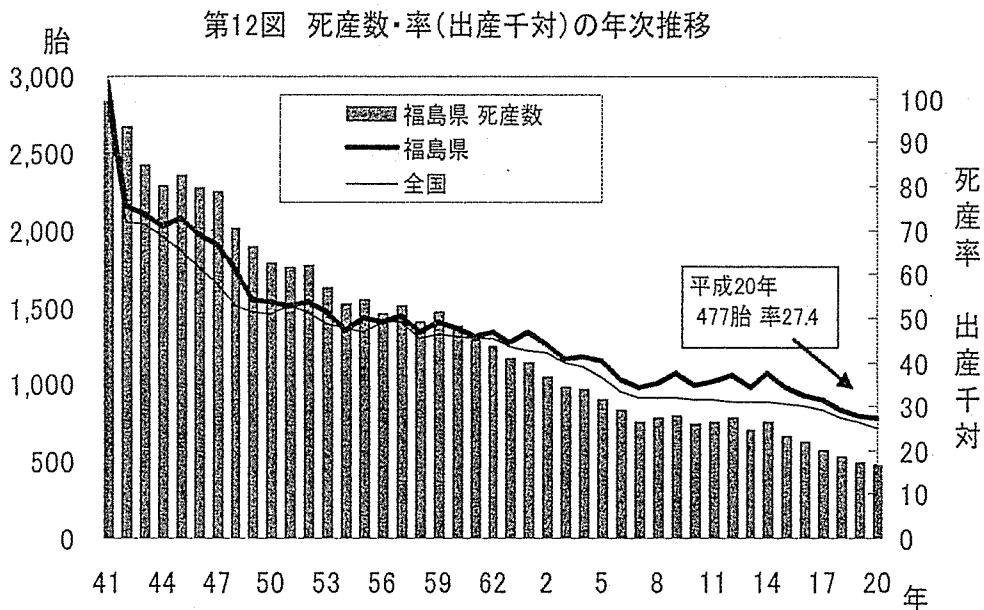
(第11図)



6 死産

(1) 死産の動向

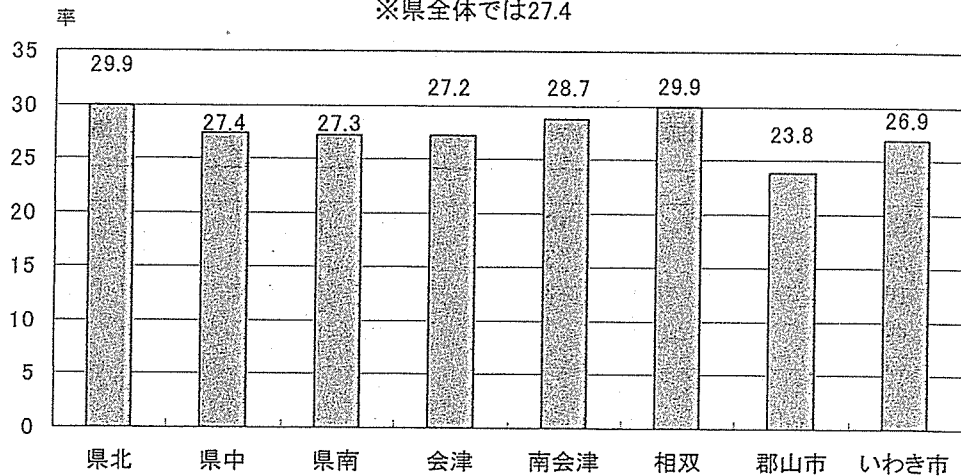
平成20年の死産数は477胎(自然死産250胎、人工死産227胎)で、前年の490胎より13胎減少(自然死産は7胎の増加、人工死産は20胎の減少)した。死産率(出産千対)は27.4(自然死産14.4、人工死産13.1)で、前年の27.9より0.5低下した。また、全国と比較すると、全国の25.2を2.2上回り、全国順位は14位となっている。死産率(出産千対)の年次推移は明治33年以降低下傾向で推移してきたが、終戦直後から上昇し、昭和30年代に90を超えたものの、その後は低下傾向となっている。(第12図)



(2) 地域別にみた死産

平成20年の死産率を保健所管内別にみると、最も高いのは、県北及び相双保健所管内の29.9となっている。(第13図)

第13図 死産率(出産千対)保健所別
※県全体では27.4



(3) 母の年齢(5歳階級)別にみた死産

母の年齢(5歳階級)別にみた死産の割合をみると、出産の集中する20~34歳までが多く、死産総数で69.4%(前年69.6%)となっている。

自然死産をみると30~34歳が32.8%、次いで25~29歳24.8%、35~39歳16.0%となっている。

また、社会的、経済的条件に大きく左右される人工死産においては、20~24歳が最も多く31.7%、次いで15~19歳19.8%、25~29歳18.5%となっている。(第10表)

第10表 母の年齢(5歳階級)別にみた死産数

(単位 人、%)

	総数	-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
総数	477	0	53	110	104	117	57	33	3
割合	100.0	0.0	11.1	23.1	21.8	24.5	11.9	6.9	0.6
	総数	-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
うち自然死産数	250	0	8	38	62	82	40	19	1
割合	100.0	0.0	3.2	15.2	24.8	32.8	16.0	7.6	0.4
	総数	-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
うち人工死産数	227	0	45	72	42	35	17	14	2
割合	100.0	0.0	19.8	31.7	18.5	15.4	7.5	6.2	0.9

(4) 妊娠期間別にみた死産

妊娠期間別に死産数及び死産割合をみると、自然死産は妊娠満16～19週が30.4%と最も多く、次いで妊娠満12～15週が26.4%、妊娠満20～23週が20.0%と、妊娠満24週未満が7割以上を占めている。一方、人工死産においては、妊娠満12～15週が46.3%で最も多く、次いで妊娠満16～19週37.0%、妊娠満20～23週16.7%で、妊娠満24週未満が全てである。(第11表)

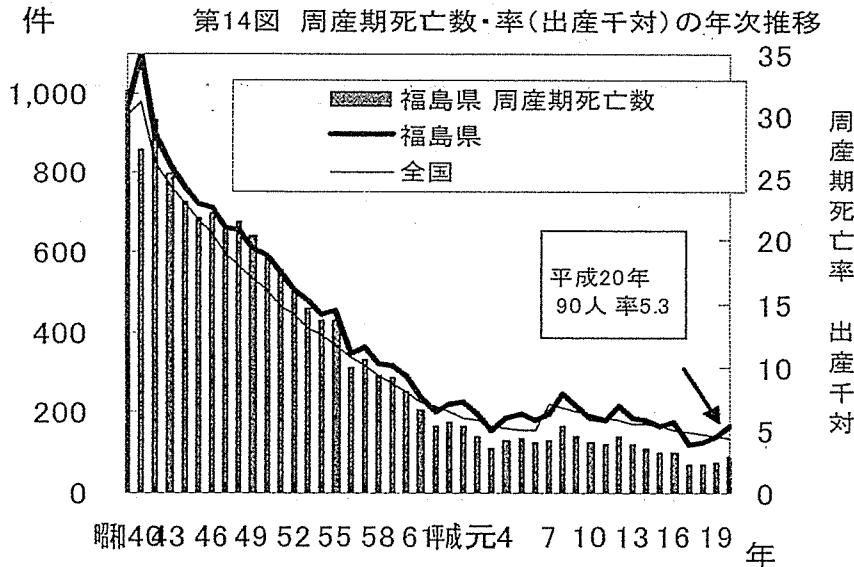
第11表 妊娠期間(4週区分)別死産数と割合 (単位 人、%)

妊娠期間	総数		自然死産		人工死産		妊娠期間別死産総数に占める割合
	死産数	構成割合	死産数	構成割合	死産数	構成割合	
総数	477	100.0	250	100.0	227	100.0	47.6
満12～満15週	171	35.9	66	26.4	105	46.3	61.4
16～19	160	33.5	76	30.4	84	37.0	52.5
20～23	88	18.5	50	20.0	38	16.7	43.2
24～27	15	3.1	15	6.0	-	-	-
28～31	8	1.7	8	3.2	-	-	-
32～35	11	2.3	11	4.4	-	-	-
36～39	20	4.2	20	8.0	-	-	-
満40週以上	4	0.8	4	1.6	-	-	-
不詳	-	-	-	-	-	-	-

7 周産期死亡

(1) 周産期死亡の動向

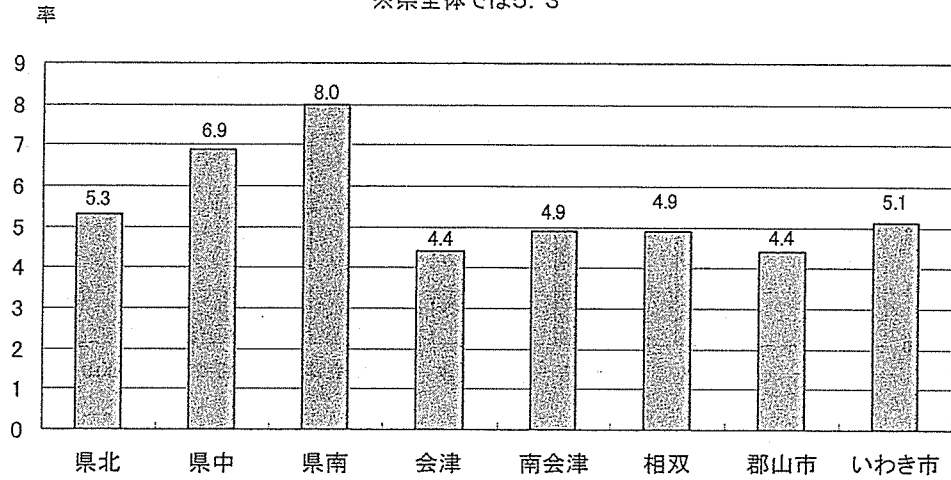
平成20年の周産期死亡数は90人で、前年の78人より12人増加した。また、周産期死亡率(出産千対)は5.3で、前年の4.5を0.8上回った。また、全国と比較すると、全国の4.3を1.0上回り全国順位は6位となっている。周産期死亡のうち、妊娠満22週以後の死産は75人で死亡率は4.4(前年62人、3.6)、早期新生児死亡は15人死亡率は0.9(前年16人、0.9)となっている。周産期死亡率の年次推移は、昭和55年には14.5と高率であったが、その後若干の曲折があるものの大幅に低下し、60年には9.3とひとけた台になり、その後も上昇と低下を繰り返しながら低下傾向となっている。(第14図)



(2) 地域別にみた周産期死亡

平成20年の周産期死亡率を保健所管内別にみると、最も高いのは、県南保健所管内の8.0となっている。(第15図)

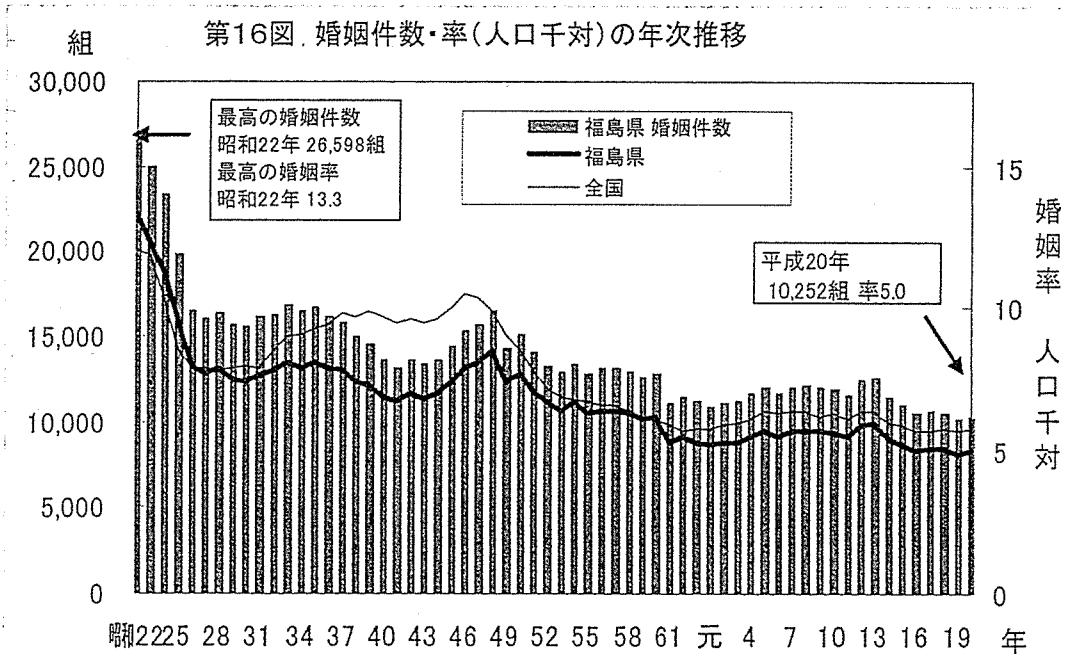
第15図 周産期死亡率(出産千対)保健所別
※県全体では5.3



9 婚姻

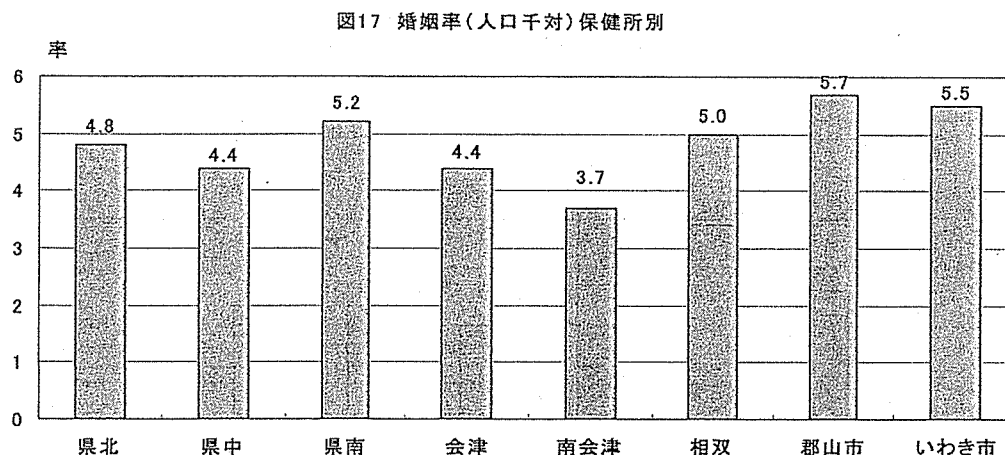
(1) 婚姻の動向

平成20年の婚姻件数は10,252組で、前年の10,178組より74組増加し、婚姻率(人口千対)は5.0で、前年の4.9を0.1上回った。また、全国と比較すると、全国の5.8を0.8下回り、全国順位は31位となっている。婚姻率の年次推移をみると、昭和25年には9.6であったが、その後7~8台で推移し、やや曲折しながら、本県、全国とも52年より6台を示し以後横ばいの状態で推移している。(第16図)



(2) 地域別にみた婚姻

平成20年の婚姻率を保健所管内別にみると、図17のとおり、最も高いのは郡山市保健所管内の5.7となっている。(第17図)



平均初婚年齢

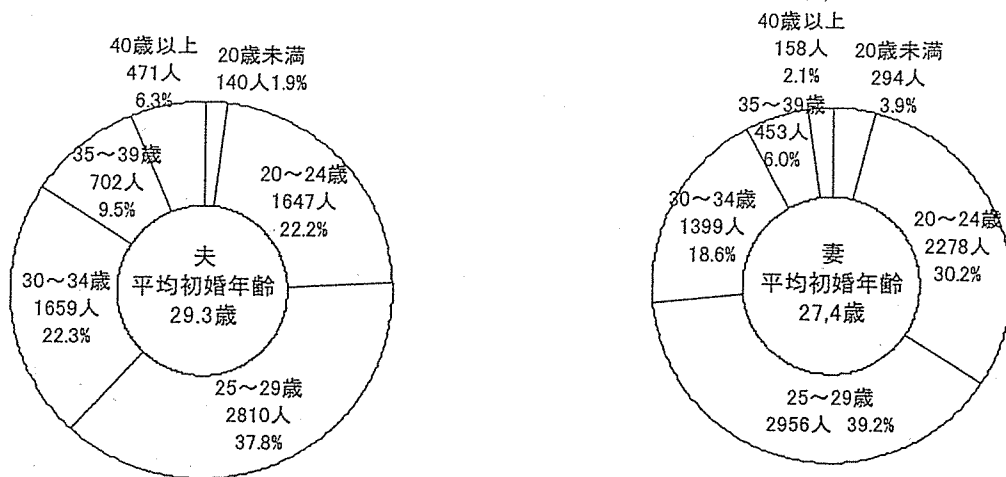
平均初婚年齢を年次別にみると表12のとおり、夫・妻ともに年々高くなってきており、本県、全国とも晩婚化の傾向を示している。平成20年の本県においては、夫29.3歳で前年より0.1歳、妻27.4歳で前年より0.2歳ともに高くなった。妻の平均初婚年齢は平成11年以降、全国でもっとも若くなっている。(第12表)

第12表 平均初婚年齢年次別

(単位 歳)

年次	福島県		全国	
	夫	妻	夫	妻
昭和22年	25.4	22.6	26.1	22.9
25	25.0	22.6	25.9	23.0
30	25.7	23.3	26.6	23.8
35	26.4	24.0	27.2	24.4
40	26.7	24.2	27.2	24.5
45	26.2	23.7	26.9	24.2
50	26.3	24.1	27.0	24.7
55	27.2	24.8	27.8	25.2
60	27.8	25.3	28.2	25.5
平成2年	28.2	25.7	28.4	25.9
7	28.2	25.9	28.5	26.3
12	28.3	26.1	28.8	27.0
13	28.5	26.2	29.0	27.2
14	28.5	26.4	29.1	27.4
15	28.7	26.6	29.4	27.6
16	28.9	26.8	29.6	27.8
17	29.0	27.0	29.8	28.0
18	29.3	27.3	30.0	28.2
19	29.2	27.2	30.1	28.3
20	29.3	27.4	30.2	28.5

図18 夫妻別にみた初婚年齢の割合
 ※ 平成20年に結婚生活に入り届け出たものについての集計 (総数 夫:7429人 妻:7538人)



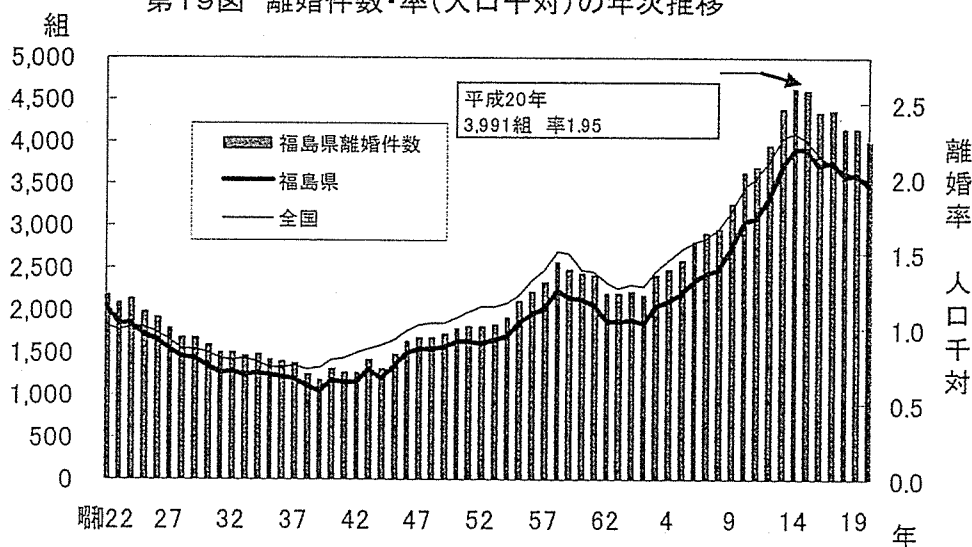
8 離婚

(1) 離婚の動向

平成20年の離婚件数は3,991組で、前年の4,159組より168組減少し、離婚率(人口千対)は1.95で、前年の2.02を0.07下回った。また、全国と比較すると全国の1.99より0.04低く、全国順位は19位となっている。離婚率の年次推移をみると、件数は昭和45年以降増え始め、昭和59年以降いったん減少に転じたものの、その後再び増加傾向となり、近年は増加と減少を繰り返している。

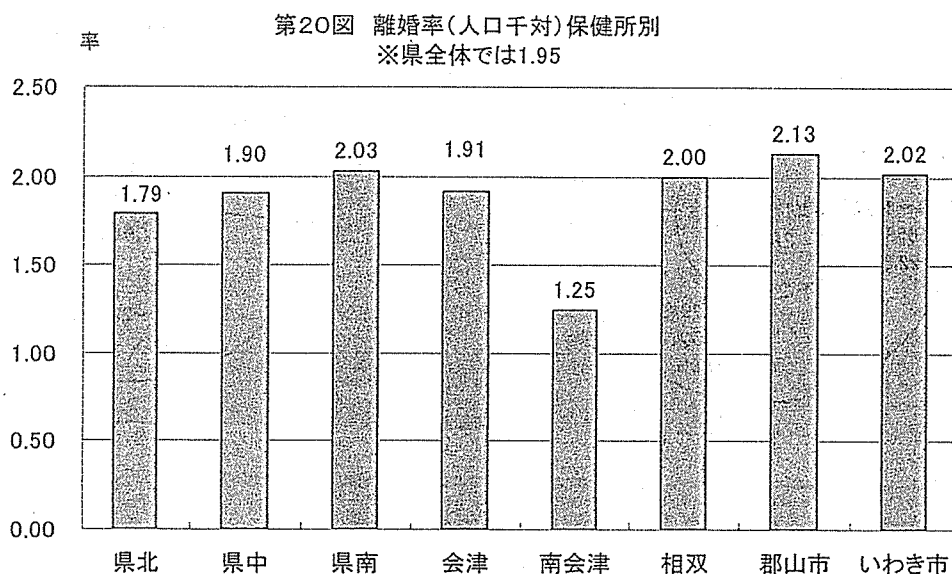
(第19図)

第19図 離婚件数・率(人口千対)の年次推移



(2) 地域別にみた離婚

平成20年の離婚率を保健所管内別にみると、最も高いのは郡山保健所管内の2.13となっている。
(第20図)



(3) 種類別にみた離婚

離婚の種類別割合の年次推移は、夫妻の協議によって届出される離婚がほとんどを占めており、年次による変化も少ない。(第13表)

夫、妻が親権を行わなければならない子がある場合は2524件で64.4%となっている。また、同居期間が5年未満の離婚が1405件で35.2%、5年～10年未満が932件23.4%となっている。

第12表 離婚の種類別割合の年次推移

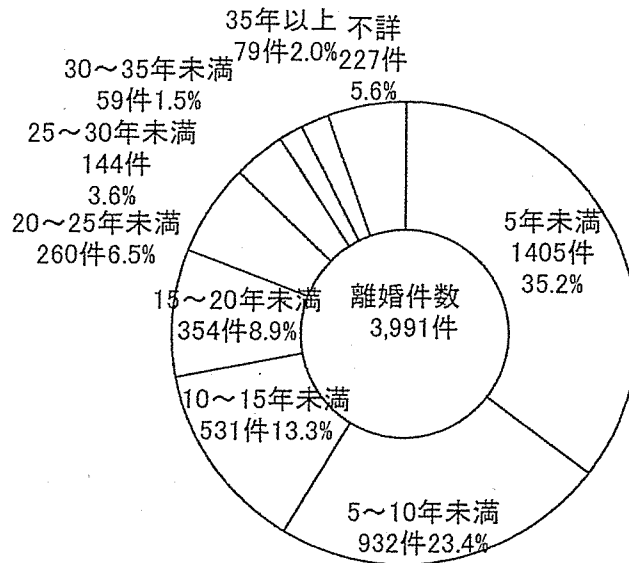
(単位 %)

年次	総数	協議	調停	審判	判決	和解	認諾
昭和35年	100.0	90.3	8.2	0.1	1.4	-	-
40	100.0	86.7	11.6	0.2	1.5	-	-
45	100.0	82.8	15.3	0.5	1.4	-	-
50	100.0	85.1	13.1	0.4	1.4	-	-
55	100.0	85.8	12.9	-	1.3	-	-
60	100.0	88.3	10.0	0.0	1.7	-	-
平成2年	100.0	86.3	12.1	0.1	1.5	-	-
7	100.0	88.6	10.4	0.0	1.0	-	-
12	100.0	88.5	10.2	0.1	1.2	-	-
13	100.0	89.4	9.9	0.1	0.6	-	-
14	100.0	90.6	8.5	0.0	0.9	-	-
15	100.0	88.5	10.3	0.0	1.2	-	-
16	100.0	89.1	9.3	0.1	1.1	0.4	-
17	100.0	87.7	9.7	0.1	1.3	1.2	0.0
18	100.0	87.6	10.1	-	1.0	1.4	-
19	100.0	87.6	10.0	0.1	0.9	1.4	-
20	100.0	87.1	10.9	0.0	0.9	1.1	-

(4) 夫婦の同居期間別離婚

離婚した夫妻を同居期間別にみると、結婚5年未満で離婚したものが1,405人、35.2%と最も多く、次いで、5～10年未満932件23.4%、10～15年未満531件13.3%となっている。(第21図)

第21図 離婚までの同居期間割合



第2章 母子衛生

1 妊婦の届出

平成20年度の妊婦届出数は、17,080人であった。

2 妊婦の健康診査

県内の医療機関に委託して実施する妊婦健康診査は平成9年4月から市町村で実施している。平成20年度は妊娠前期17,116人、妊娠後期17,643人に対して受診票を交付したが、妊娠前期16,191人、妊娠後期15,771人が受診し、妊娠前期94.6%、妊娠後期89.4%の受診率であった。健診の結果、異常を認められた者は、妊娠前期2,186人で13.5%、妊娠後期6,903人で43.8%であった。

3 妊産婦及び乳幼児の保健指導

平成20年度に実施した妊産婦に対する保健指導の延人員は15,967人で、その内訳は妊婦が12,269人、妊産婦が3,698人である。また、乳幼児に対する保健指導（健康診査時に行う一般的な保健指導を除く。）の延人員は、乳児が12,730人、幼児が16,673人である。

4 1歳6か月児及び3歳児健康診査

1歳6か月児健康診査は、昭和52年度から市町村主催で行っている。平成20年度は17,254人の対象に対して16,554人が受診し、95.9%の受診率であった。健診の結果、健康に問題のあった者は4,965人で30.0%であった。

3歳児健康診査は、昭和36年度から実施しているが、平成9年4月から実施主体が市町村へ移譲された。平成20年度は17,452人の対象に対して、16,376人が受診し、93.8%の受診率であった。健診の結果、健康に問題のあった者は、6,121人で37.4%であった。

5 育成医療給付

障害者自立支援法にもとづき、身体に障害のある児童のうち、確実な治療効果を期待される児童に対し、指定医療機関で生活能力を得るために必要な医療の給付を行っている。

対象疾患は、肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、内臓障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障害以外については先天性の内臓障害のあるもの）、免疫機能障害である。

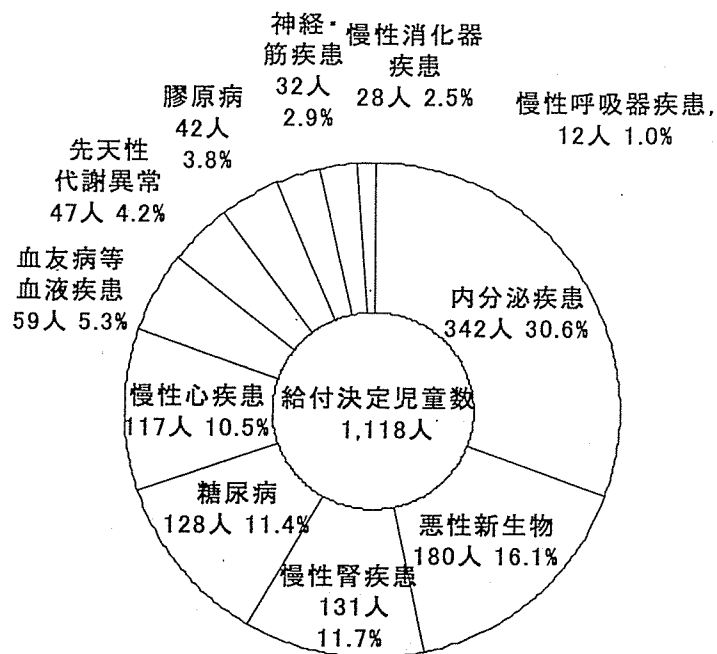
平成20年度に給付決定された実件数は345件で一般障害241件、心臓障害52件、内臓障害52件である。（中核市を除く）。

6 小児慢性特定疾患治療研究事業

治療が長期間にわたり、児童の健全な育成を阻害する小児慢性特定疾患にり患している児童に対して、委託医療機関において必要な医療の給付を行っている。

平成20年度に給付決定された児童は1,118人であり、病類別には図1のとおりである。

図1 小児慢性特定疾患病類別割合



7 先天性代謝異常等検査事業

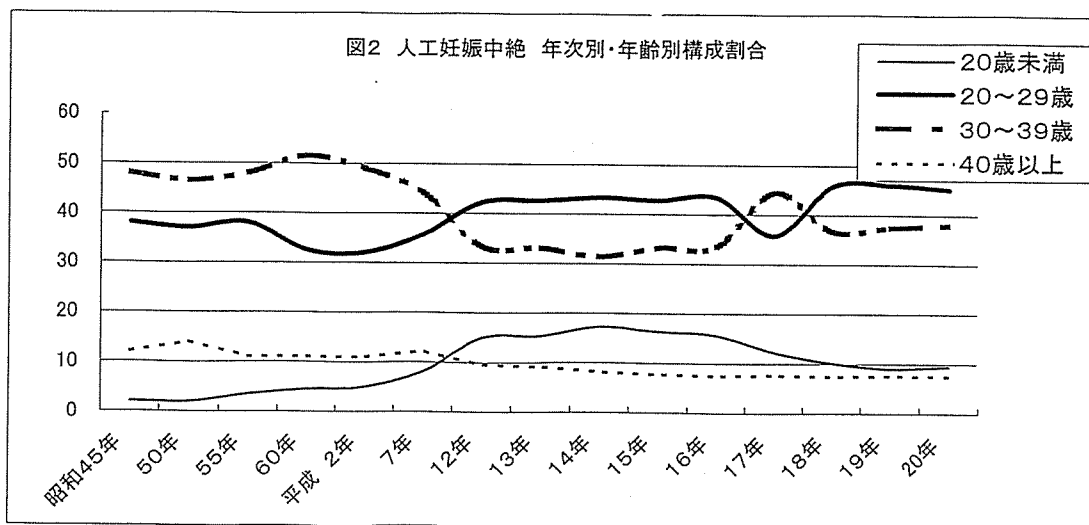
フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）は、放置すると知能障害、発育障害などの症状をきたすので新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行い、異常を早期発見することにより、後の治療とあいまって障害の発現を防止することに努めている。

8 不妊手術及び人工妊娠中絶

平成20年度の福島県における不妊手術数は32件で前年より10件減少した。

一方、人工妊娠中絶件数は4,934件で前年より、513件減少した。

これを年齢階級別割合で見ると図2のとおりである。また、妊娠週数別にみると、妊娠満7週以前が2,937件（59.5%）、満8週～満11週が1,798件（36.4%）となり、11週以前が全体の95.9%を占めている。



第3章 結 核

1 結核登録患者

平成 20 年末において福島県内で登録されている患者は 553 人、人口 10 万対の率は 26.9 人で、前年に比較し登録患者で 17 人、人口 10 万対の率で 1.0 人増加した。また、新規登録患者のうち、主に感染源として公衆衛生上問題になる喀痰塗沫陽性患者は 118 人で前年に比較して 32 人増加した。

年齢階級別にみると、60 歳以上の新登録患者は 172 人で全体の 62.0%を占めており、高年齢に多いのが特徴である。

表1 結核登録者数

年	登録患者	年	登録患者
昭和 60 年	6,395	平成 12 年	1,294
平成 4 年	3,511	13	879
5	3,037	14	776
6	2,726	15	726
7	2,450	16	759
8	1,820	17	620
9	1,580	18	628
10	1,523	19	536
11	1,605	20	553

2 全結核罹患率

平成 20 年の全結核罹患率（新分類）は、13.5 であった。これは、登録患者数で、前年より 23 人増加し、10 万人あたりでは、1.2 の増加となっている。

表2 全結核罹患率

年	旧分類	新分類	年	旧分類	新分類
昭和 60 年	41.5		平成 12 年	27.2	22.5
平成 4 年	30.9		13	21.7	18.0
5	32.4		14	21.8	17.2
6	28.7		15	0.0	17.7
7	27.8		16		15.9
8	24.5		17		13.4
9	25.3		18		12.5
10	24.7	23.0	19	-	12.3
11	33.0	28.8	20	-	13.5

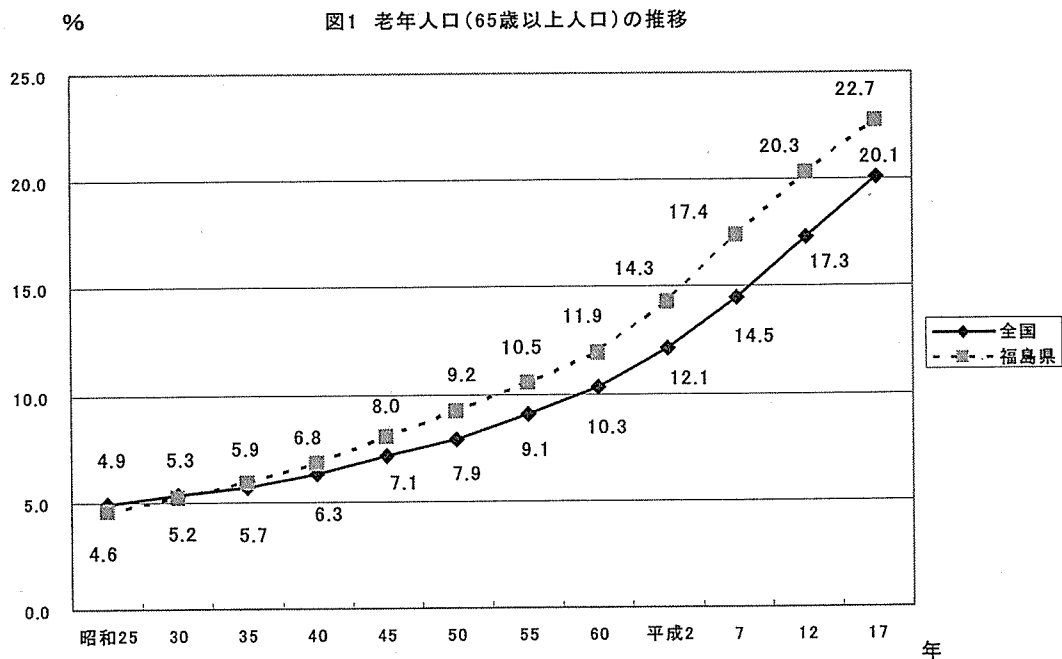
第4章 生活習慣病

1 生活習慣病の現況

国民の健康状態は、医学技術の進歩、医薬品の開発、公衆衛生行政の発展、特に感染症対策の推進により著しく向上した。

平成20年の平均寿命は、男79.29歳、女86.05歳で最長寿国となっており、老年人口は図1のとおり全国、福島県とも増加している。

一方、死亡数は横ばい傾向にあるが、死因別にみると昭和22年当時最高であった結核等の感染症による死亡が減少した反面、昭和33年以降は生活習慣病による死亡が増加している。本県における平成20年の生活習慣病による死亡は、県民総死亡数の60.1%を占めた。これを疾患別にみると悪性新生物27.6%、心疾患17.4%、脳血管疾患13.2%、糖尿病1.5%、高血圧性疾患0.5%となっており、悪性新生物が昭和59年から死因の第1位となっている。



2 生活習慣病対策

生活習慣病は予防・早期発見・早期対応が重要であることから、本県においては昭和36年度から循環器検診及びび胃がん検診が、昭和40年度からは子宮がん検診が開始された。

昭和58年2月からは老人保健法に基づく保健事業として各種検診をはじめ、健康教育、健康相談、訪問指導を含む総合的な対策が市町村事業として行われてきた。

平成20年度からは、高齢者医療確保法に基づく特定健康診査・特定保健指導と健康増進法に基づくがん検診等をはじめ、健康教育、健康相談、訪問指導が市町村事業として実施されることとなった。

図2 主な生活習慣病による死亡率(人口10万対) 平成20年

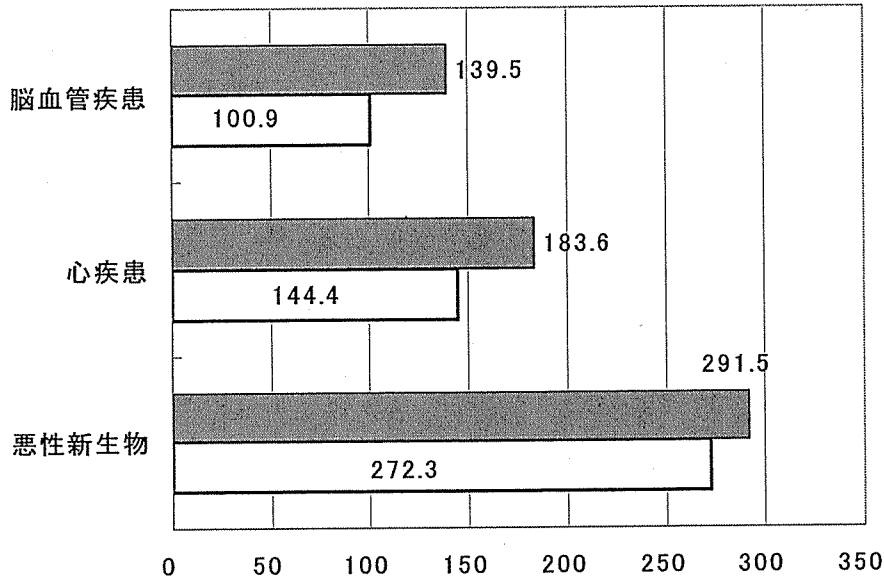
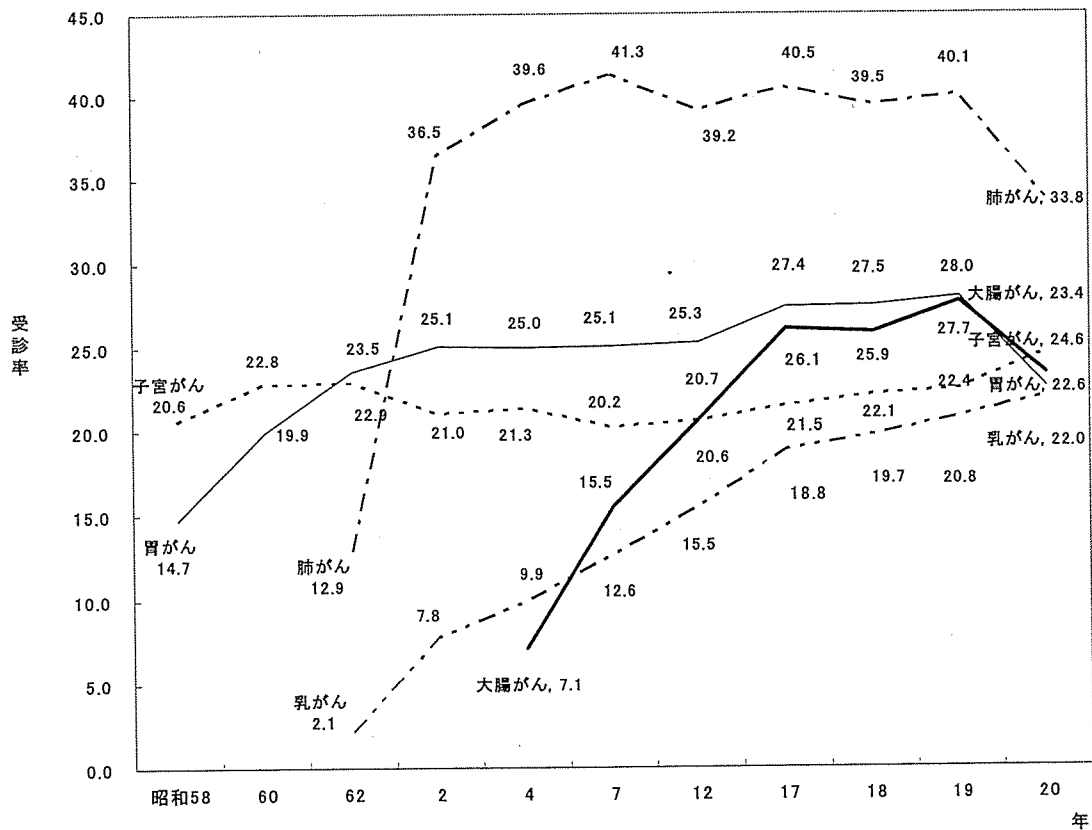


図3 胃がん・子宮がん・肺がん・乳がん・大腸がん検診受診率



3 栄養指導

平成20年度の栄養指導・食生活改善指導は、県民及び食生活改善推進員等に対して健康づくり、生活習慣病予防、母子・老人保健関係事業等において行った。指導延人員は27,332人（集団指導17,397人、個別指導9,935人）であった。

また、学校、病院、事業所等の特定給食施設等に対する個別指導は延べ1,343施設に対して行った。集団指導は30回、延べ1,216施設、延べ1,802人に対して行った。

第5章 精神保健

1 精神科病院

平成20年6月末における県内の精神病床を有する病院数は36施設で、病床数7,526床、在患者数は6,527人で、病床利用率は県立病院が71.5%、指定病院が89.4%、その他の病院が73.6%である。

2 申請通報

精神障がい者についての申請、通報等の件数は、平成20年度は149件あった。
また、そのうち精神保健福祉法第27条診察の結果、措置入院となった者は31人である。

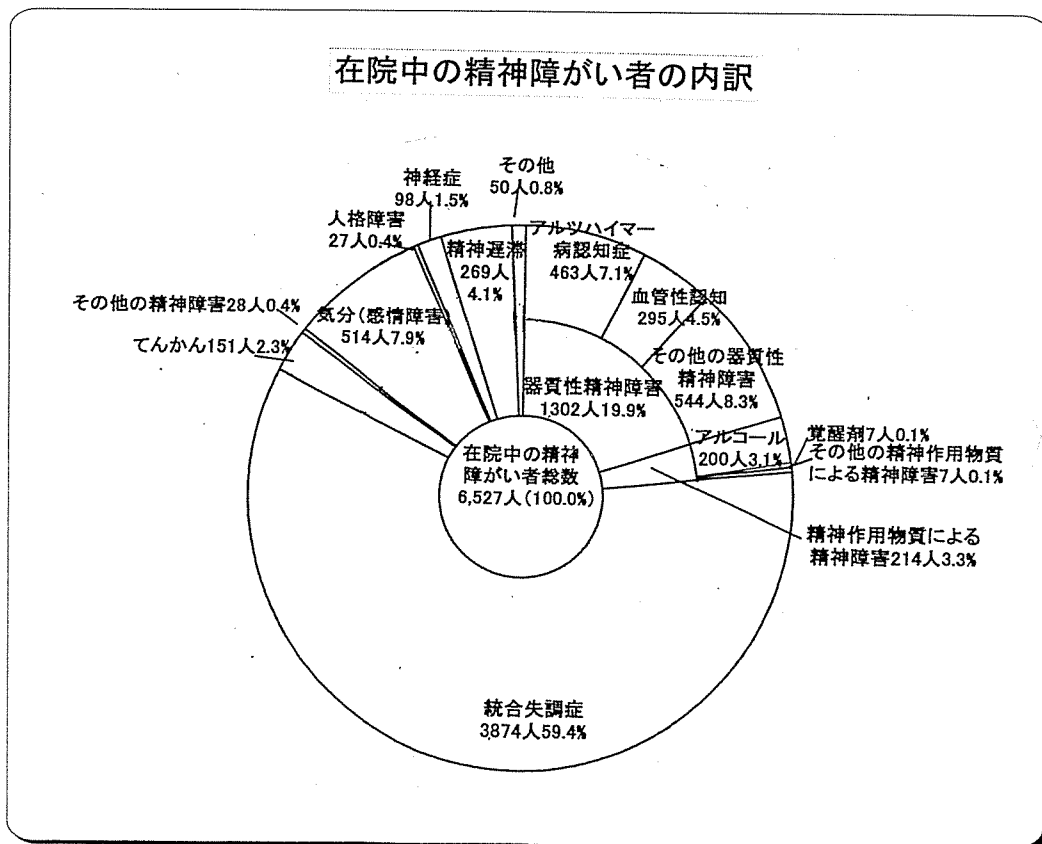
3 精神障がい者数

精神障がい措置入院者数は、平成21年3月末で15人で、前年度より3人の増である。

また、病類別では、第1図のとおり統合失調症が半数以上(59.4%)を占めており、次に器質性精神障害が19.9%、気分(感情)障害が7.9%、精神遅滞が4.1%、精神作用物質による精神障害が3.3%になっている。

自立支援医療(精神通院医療)は、20年度の申請件数は19,059件であった。

第1図 病類別割合(平成20年6月末)



4 医療費の状況

平成20年度の1件当たり医療費は、措置入院181,273円、精神通院医療6,910円となっている。ここ数年、措置入院件数が減少している反面、精神通院医療件数は増加しており、平成20年度を100とすると、措置入院は61.5、精神通院医療111.8となっている。

5 保健所における精神保健活動

平成20度における保健所が行った相談件数は延べ9,717件、家庭訪問は延べ1,387件であった。

また、回復途上における精神障がい者の社会復帰を図るため、社会復帰相談指導事業を実施しており、参加した者42人のうち社会復帰した者は8人である。

6 精神障がい者社会適応訓練事業

回復途上にある通院中の精神障がい者の社会復帰の促進を図るため、協力事業所に訓練を委託して社会適応訓練事業を実施している。平成20年度の登録事業所数は84か所、利用者数は、13人（新規3人・継続10人）である。

7 精神保健福祉センター事業

平成20年度の活動状況は、精神保健福祉相談延べ1,729件、研修・講習会5回、技術援助226回である。

第6章 環 境 衛 生

1 環境衛生関係施設の種別許可・認可及び届出状況（平成20年度末現在）

(1) 旅館等

旅館業法に基づく営業施設数は、2,688施設で、その内訳はホテル営業が256施設、15,809室、旅館営業が1,695施設、24,455室のほか、簡易宿所営業が597施設、下宿営業が140施設である。平成20年度における営業許可件数は129件で、営業廃止件数は118件であった。

(2) 興行場

興行場法に基づく営業施設数は140施設で、その内訳は映画館が24施設、スポーツ及びその他の施設が116施設である。平成20年度における営業許可件数は10件で、このうち3件はサーカス等仮設又は臨時の興行場であり、営業廃止数は7件であった。

(3) 公衆浴場

公衆浴場法に基づく営業施設数は545施設で、その内訳は普通公衆浴場が21施設、サウナ風呂その他が524施設である。平成20年度における営業許可件数は29件で、営業廃止件数は28件であった。

(4) 理容所、美容所

理容師法及び美容師法に基づく営業施設数は、理容所が3,072施設で、美容所が4,087施設であった。

従業者は、理容師が5,622人で、美容師が7,424人であった。

(5) クリーニング所

クリーニング業法に基づく営業施設数は1,804施設で、このうち1,227施設は洗場をもたない取次所であった。

従業クリーニング師は、872人であった。

(6) 墓地

墓地、埋葬等に関する法律に基づく施設数は、火葬場が27施設、墓地が7,807施設、納骨堂は54施設であった。

(7) 特定建築物

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく特定建築物の施設数は708施設であった。

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の知事登録営業所数は315ヵ所であった。

(8) プール

福島県遊泳用プール衛生管理指導要綱、郡山市遊泳用プール衛生管理指導要綱及びいわ

き市遊泳用プール衛生管理指導要綱により把握、指導している施設数は、市町村営プールが85施設、民営プール75施設であった。

2 水道事業

(1) 水道事業数

平成20年度末における水道事業数は375事業であるが、市町村合併等の影響により前年度に比べて水道用水供給事業は1事業、上水道事業は3事業、簡易水道事業は1事業それぞれ減少した。

(2) 水道普及率

平成20年度末における給水人口は1,885,454人で、総人口2,044,914人に対する普及率は、92.2%となった。

前年度に比べて、普及率が0.1%増加したが、全国平均の97.4%（平成19年度）からみると依然として低い水準にある。

表1 水道事業数

水道種別	事業数
総数	375
水道用水供給事業	3
上水道	39
簡易水道	157
専用水道	179

※総数には水道用水供給事業を含まない。

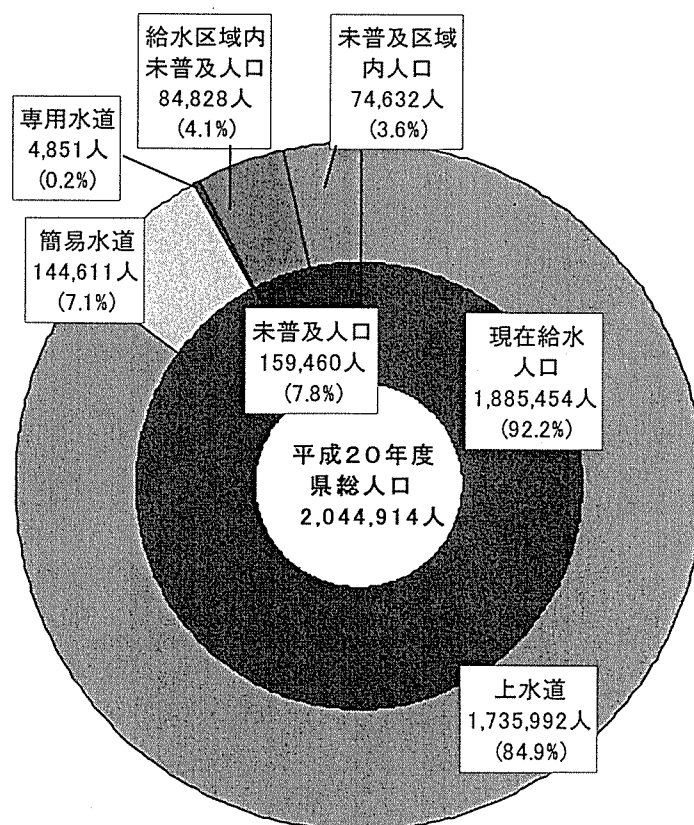


図1 水道種別ごとの普及状況

第7章 食 品 衛 生

1 食品営業施設数

平成20年度末における営業施設数は、許可を要する施設が46,439施設、許可を要しない施設は、30,724施設であった。

食品衛生法第52条に基づく平成20年度における営業許可件数は、新規許可件数が6,096件で許可を要する施設数の13.1%であり、許可満了による継続許可が4,817件で10.4%を占めている。

なお、営業を廃止したものは、5,949件であった。

業種別施設数は、飲食店営業22,837件を最高とし、乳類販売業6,238件、喫茶店営業5,179件、魚介類販売業3,207件であった。

2 監視指導

監視対象施設数は、許可を要する施設が46,439施設、許可を要しない施設は30,724施設であり、本年度中監視指導を実施した件数は、許可を要する施設では27,349回、58.9%の監視率、許可を要しない施設は、17,656回、57.5%の監視率で、総数からみると45,005回、58.3%であった。

3 収去検査

平成20年度における収去検体数は、乳以外の食品が3,030件、乳等が81件となっている。

検査の結果、不良と判定されたものは乳以外の食品が14件、乳は0件であった。不良と判定された食品の内訳は、アイスクリーム類・氷菓8件、野菜類・果物類及びその加工品2件、その他魚介類加工品、冷凍食品、肉卵類及びその加工品、乳類加工品がそれぞれ1件であった。

4 食中毒

平成20年における食中毒発生状況は21件で死亡者はなかった。患者数は271人で過去10年間で最も少ない人数であった。

原因施設別では、家庭が9件、飲食店が7件、旅館が1件、原因施設不明が4件であった。

原因食品別では、「その他食品」が7件、「きのこ類」が6件、複合調理品が3件、ふぐや有毒山野草によるものがそれぞれ1件、原因食品不明が4件であった。

また、発生月別ではきのこによる食中毒が発生する9月及び10月がそれぞれ6件、5件と多く発生した。

第8章 乳 肉 衛 生

1 乳肉衛生

(1) と畜頭数

平成20年度におけると畜頭数は252,715頭で、前年度より2.7%減少した。畜種別内訳は、豚245,030頭、馬2,514頭、牛（とくを含む）5,045頭、めん羊（山羊を含む）126頭であり、豚は総頭数の97.0%を占め前年と同様に最も多かった。

(2) 食鳥処理

県内3食鳥処理場において、鶏等7,688,811羽について各種疾病等の検査を行い、食鳥肉の安全を確保した。

検査羽数は、前年度とほぼ同数であった。

(3) 牛乳処理事業

平成20年度における牛乳処理量は47,712キロリットル、部分脱脂乳は709キロリットル、加工乳は721キロリットルであった。

2 動物愛護管理対策

(1) 畜犬登録

平成20年度の畜犬登録申請頭数は9,636頭で、前年度より12.3%減少した。

また、県内の畜犬登録頭数は119,008頭（平成21年3月31日現在）となり、前年度とほぼ同数であった。

不用犬引取数は、880頭であり、前年度より6.2%増加した。

(2) 予防注射

平成20年度の予防注射頭数は91,552頭であり、予防注射実施率は、76.9%であった。

(3) 飼犬取締

犬による危害の防止に関する条例に基づき、正しい犬の飼い方の指導及び放置犬の取締まりを実施した。平成20年度の咬傷犬頭数は132頭であり、前年度より6.7%減少した。

保健所管轄区域別の咬傷犬率（頭数千対）は、郡山市1.7頭、会津1.4頭、いわき市1.3頭が上位となっている。

(4) 飼い犬のしつけ方教室

犬の飼い主を対象としたしつけ方教室を実施し、適正な飼養管理を指導した。

(5) 小学校への獣医師派遣

小学校へ保健所の獣医師を派遣し、学校飼育動物の飼育方法等に関する指導助言を行った。

第9章 薬務・麻薬・献血

1 薬務

(1) 薬事関係業者等

平成20年12月31日現在における薬事法に基づく薬局等、薬事関係業者は表1のとおりである。

表1 薬局等、薬事関係業者数

医薬品						医薬部 外品		化粧品		医療機器					毒物劇物					
薬 局	製 造 販 売 業	製 造 業	薬 局 製 剤	一 般 販 売 業		薬 種 商 販 売 業	特 例 販 売 業	配 置 販 売 業	製 造 販 売 業	製 造 業	製 造 販 売 業	製 造 業	製 造 販 売 業	製 造 業	修 理 業	高 度 管 理 等 販 売 ・ 賃 貸 業	管 理 等 販 売 ・ 賃 貸 業	製 造 業	輸 入 業	販 売 業
				小 売	卸 売															
873	8	58	120	102	136	243	194	268	2	13	8	21	16	47	104	834	3,497	58	9	1,432

(2) 医薬品等の生産

本県の平成20年の医薬品生産金額（輸入を含む）は、202,378百万円で前年に比較して約1.0%増加となった。

また、医療機器については、158,590百万円で前年に比較して約4.5%減少となった。製造業関係施設は東北で1位であり、全国有数の医薬品等生産県となっている。

(3) 医薬分業の状況

本県における医薬分業の状況を処方せんの取扱状況等でみると、昭和49年以降急速に増加している。

平成20年の取扱処方せん枚数は12,121,792枚で対前年比0.4%の増、取扱薬局数は831で対前年比2.5%の増、処方せん発行医療機関は1,080で対前年比5.6%の増となっている。

(4) 薬事監視、毒物、劇物監視

平成20年度の薬事許可、届出施設数は7,921件（中核市を含む。以下同じ）で、要許可・届出施設数に対する立ち入り検査施行件数は1,991件、16.5%の立入監視率であった。違反発見施設数は、233件であり、前年度より32件増加した。

また、毒物劇物登録・届出施設は1,587件、立入検査施行施設数は449件、28.5%の立入監視率であった。

違反発見施設数は、116件であり、前年度より20件減少した。

(5) 農薬等中毒

平成20年における農薬等による中毒発生件数は0件で、前年と変わらなかった。

2 麻薬

(1) 麻薬取扱者数

麻薬取扱者数は4,220名で、うち麻薬施用者は3,176名、麻薬管理者は267名である。

(2) 麻薬等立入調査数

麻薬等取扱業務所は9,112件(覚せい剤、向精神薬関係を含む)で、立入調査した件数は1,443件であり、15.8%の実施率である。

(3) 大麻栽培

大麻栽培は、平成20年の栽培者数は2名、栽培面積で3アールとなっている。

3 献血

(1) 概況

本県における献血推進事業については、県民各位並びに関係機関の深い理解と協力により毎年順調に進展していたが、平成3年度をピークに減少傾向であり、平成20年度の献血申込数は105,352人、そのうち採血不適格者は14,831人で献血者数90,521人を確保し、供給単位は278,674単位であった。

(2) 年次別献血の状況

平成20年度献血者数は90,521人(200mL:14,376人、400mL:52,633人、成分:23,512人)と前年より3,585人増加した。

(3) 月別、性別、職業別献血者数

血液の需要については、季節的な関係はなく毎日手術等が行われている。献血者数の平成20年度の状況は、平成19年度程の落ち込みはないものの、年度当初の4月及び9月、11月の献血者が少なかった。献血者の性別では、男性が61,720人(68.2%)で、女は28,801人(31.8%)である。女性の場合、血液の低比重による採血不適格者が多いのが目立っている。

職業別では、会社員がもっとも多く全体の58.1%であり、学生・高校生が6.9%、公務員が13.7%であり、特に学生・高校生の減少が著しい。

(4) 年齢別、性別献血者数

献血できる年齢は200mL献血では16歳以上69歳まで、400mL献血と成分(血漿)献血は18歳以上69歳まで及び成分(血小板)献血は18歳以上55歳までと規定されている。献血者は、年齢的には30~39歳(27.1%)、次いで40~49歳(25.2%)が多く、性別でみた場合、男性は30~39歳が最も多く、ついで40~49歳となっており、女性は30~39歳がもっとも多く、次いで20~29歳となっている。

(5) 血液製剤供給状況

供給された血液製剤(278,674単位)の内訳は、全血製剤が0.0%(5単位)、赤血球製剤が40.1%(111,817単位)、血漿製剤13.2%(36,868単位)、血小板製剤46.7%(129,984単位)である。

献血血液90,521バックのうち3.8%(3,440バック)は、肝機能異常値、HB-S抗原陽性、その他などにより不合格となり、96.2%(87,081バック)が血液製剤原料血液として使用された。

4 衛生検査

(1) 概況

昭和 55 年に臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律が一部改正され、従来任意登録制であったものが、必須登録制となり、現在、知事又は市の登録を受けている衛生検査所は 17 カ所である。これら、衛生検査所における精度管理の向上を図るため、医師、臨床検査技師らで構成される福島県衛生検査精度管理委員会を設置し、衛生検査所に対する外部精度管理調査及び衛生検査精度管理委員会による立入調査を実施している。

また、別に食品衛生・環境衛生等関連の試験検査の精度を維持、向上をはかるため県が実施主体となり、毎年試験検査精度管理事業を実施しており、平成 20 年度は県衛生研究所（本所(2)、2 支所）、県環境センター、市保健所 2 施設、市環境保全・環境監視センター 2 施設、市上下水道事業所 8 施設及び民間検査機関 20 施設、計 37 施設が参加している。精度管理調査は、理化学検査（Ⅰ）、理化学検査（Ⅱ）、食品化学検査及び細菌検査（Ⅰ）、細菌検査（Ⅱ）の 5 部門に区別し実施している。

(2) 衛生検査推移

健康危機管理などに、緊急に対応できるよう、行政検査を中心とした検査体制を構築するために、平成 16 年 4 月 1 日より、県内 6 保健所の検査機能を衛生研究所に一元化し、本所と県中、会津、相双の 3 支所体制としたが、平成 18 年 4 月 1 日より相双支所を廃止し、2 支所体制としたところである。

表 2 保健所別、衛生検査所数

(20.12.31 現在)

保健所	県北	会津	相双	郡山市	いわき市	計	
衛生検査所	6	1	1	4	4	16	
検査業務	微生物	2	1	1	1	2	7
	血清学	3	—	—	3	3	9
	血液学	2	—	—	3	3	8
	病理学	1	—	—	—	1	2
	寄生虫	2	1	1	2	2	8
	生化学	3	—	—	3	3	9
	血清分離のみ	1	—	—	1	—	2

第10章 医療施設

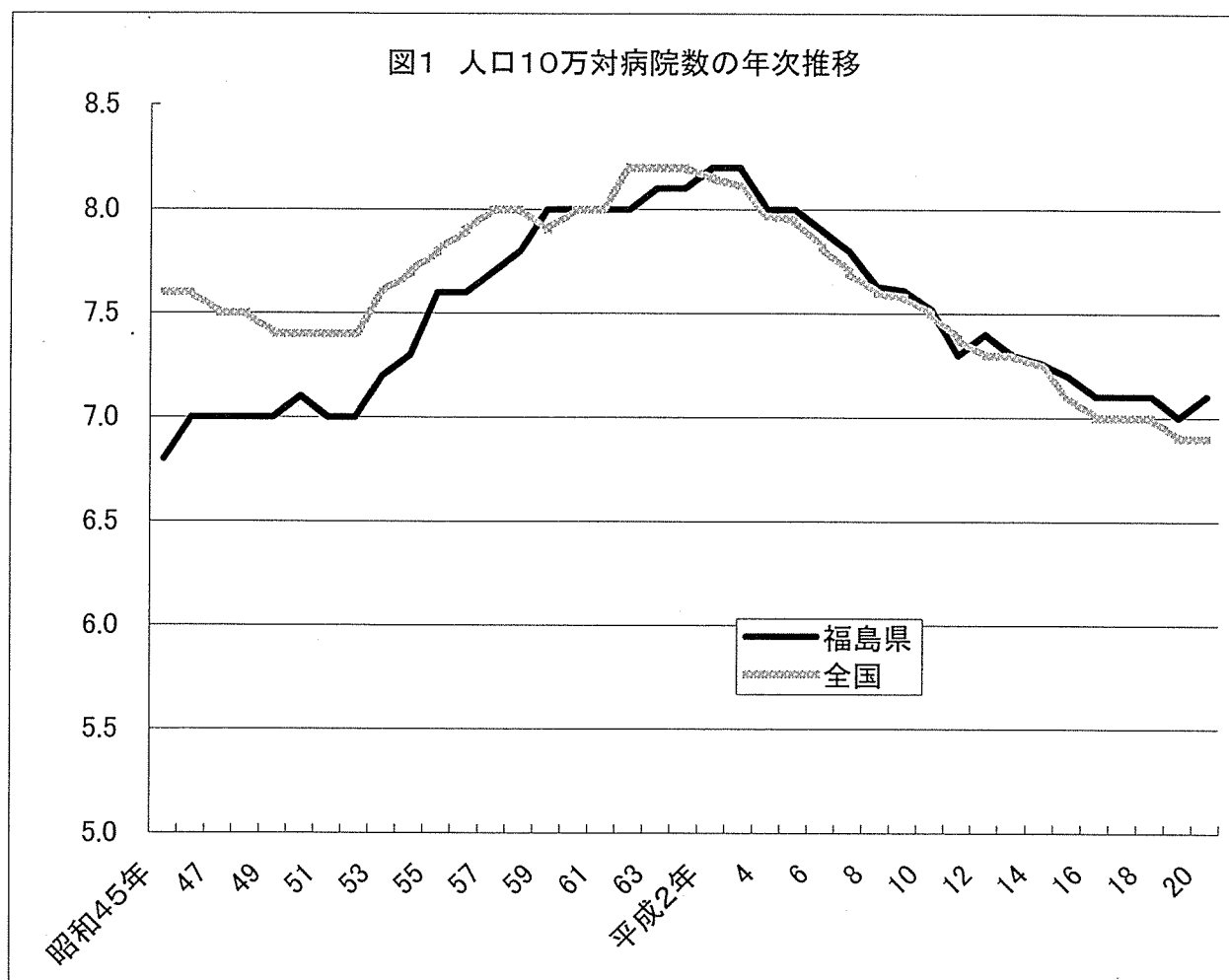
1 病院

(1) 病院数

平成20年10月1日現在の病院数は145施設で、前年度と同数であった。

病院を種類別にみると、一般病院が122施設、精神病院が23施設となっている。

病院を開設者別にみると、最も多いのが医療法人の75施設(51.7%)、次いで公益法人の27施設(18.7%)、市町村の13施設(9.0%)となっており、この三者で全体の79.4%を占めている。



(2) 病床数

平成20年10月1日現在の病床数は29,139床で、前年より258床減少した。
 病床の種類別にみると、主に療養が244床、精神が120床増加し、一般が341床の減少となっている。
 人口10万人当たりの病床数をみると、表1に示すとおり最も多いのが、一般の818.7床、次いで精神の365.1床などとなっている。

表1 病院の病床数

病床	実績	率（人口10万対）	
		全国	福島県
総数	29,139	1260.4	1420.0
精神	7,491	273.6	365.1
感染症	36	1.4	1.8
結核	200	7.4	9.7
療養	4,612	265.8	224.8
一般	16,800	712.2	818.7

病床の構成状況の推移をみると、図2に示すとおり、昭和59年に比べて療養病床の割合が増加し、感染床及び結核病床が減少している。また、全国においても同様の変化をしている。

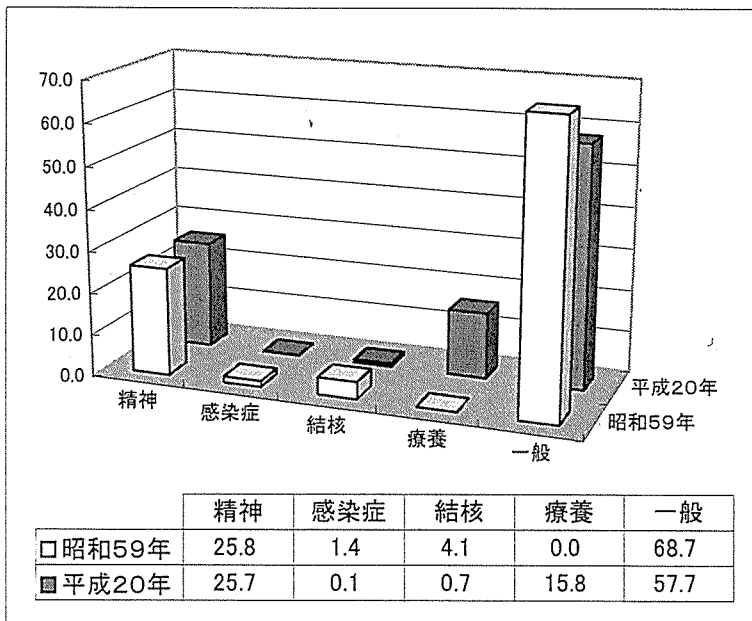
なお、らい病床は、平成8年法律第28号「らい予防法の廃止に関する法律」の施行に伴い平成8年4月1日廃止されたことを受け、一般病床となった。

また、伝染病床は、平成10年法律第114号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の施行に伴い、平成11年4月1日から感染症病床に改められた。

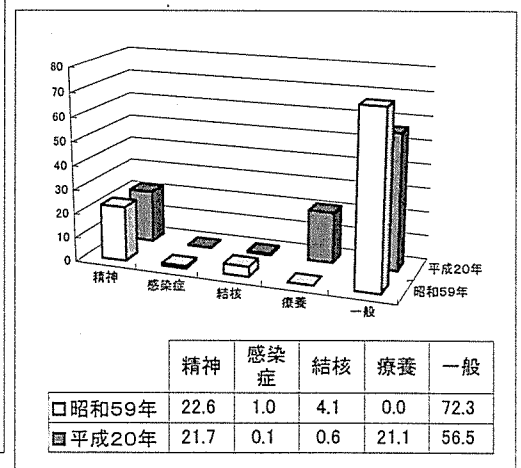
従来その他の病床のうち数であった療養病床群は、平成13年3月1日に施行された「医療法等の一部を改正する法律」による病床の種別の変更に係る経過措置の期間が平成15年8月末をもって満了となったことにより上記の区分となった。

図2 病床の構成割合(%)の比較

●福島県



●全国



開設者別に病床数をみると、最も多いのが医療法人の10,739床(36.9%)、次いで公益法人の9,439床(32.4%)、市町村の2,990床(10.3%)、厚生連の1,505床(5.2%)などとなっている。

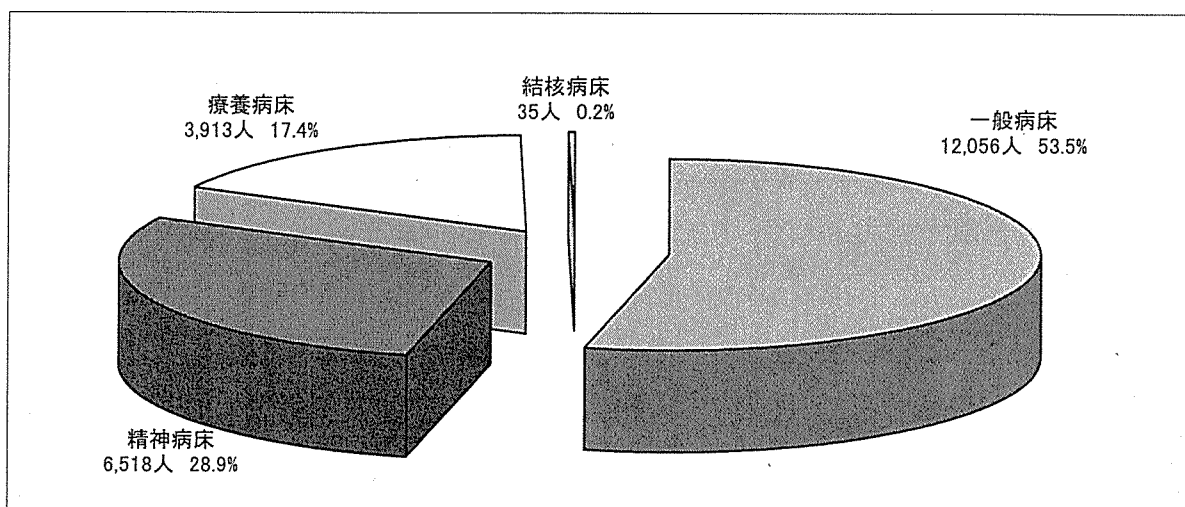
(3) 1日平均在院患者数

平成20年1年間の1日平均在院患者数は22,522人で、前年の22,936人に比べ414人(1.8%)減少した。

$$\text{(注) 1日平均在院患者数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数}}$$

1日平均在院患者数を病院の種類別にみると、一般病院に17,200人(76.4%)、精神病院に5,322人(23.6%)となっている。また、1日平均在院患者数を病床の種類別にみると、一般病床に12,056人(53.5%)、精神病床に6,518人(28.9%)、療養病床3,913人(17.4%)、結核病床に35人(0.2%)となっており、前年に比べ一般病床は330人、精神病床は108人減少し、療養病床は18人、結核病床は6人それぞれ増加している。

図3 1日平均在院患者数



(4) 1日平均外来患者数

平成20年1年間の1日平均外来患者数は22,141人で、前年の22,868人に比べ727人(3.2%)減少した。

$$\text{(注) 1日平均外来患者数} = \frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数から、日曜・祝日及び年末年始の各3日間を除いた日数}}$$

また、1日平均外来患者数を病院の種類別にみると、一般病院に20,943人(94.6%)、精神病院に1,198人(5.4%)となっている。

(5) 1日平均新入院患者数及び1日平均退院患者数

平成20年1年間の1日平均新入院患者数は638人で、これを病床別にみると、最も多いのが一般病床の610人で全体の95.6%を占めている。

また、1日平均退院患者数は639人で、これを病床別にみると、最も多いのが一般病床の603人で全体の94.4%を占めている。

(6) 病床利用率

平成20年1年間の病床利用率で77.3%で、前年の77.7%に比べ0.4%減少した。

これを病床の種類別にみると、最も多いのが精神病床の86.7%、次いで療養病床の86.6%、一般病床の71.6%となっている。年次別にみると、表2に示すとおりである。

$$\text{(注) 年間病床利用率} = \frac{\text{月間在院患者延数の1月～12月の合計}}{\text{(月間日数} \times \text{月末病床数)の1月～12月の合計}} \times 100$$

在院患者とは、毎日24時現在病院に在院中の患者をいい、入院した日に退院あるいは死亡した患者は含まない。

表2 病床利用率の推移

年次	福島県						全国					
	総数	精神	感染症	結核	療養	一般	総数	精神	感染症	結核	療養	一般
昭和40年	85.7	102.0	22.3	75.3	-	85.0	82.6	108.0	16.6	75.4	-	80.6
45年	82.1	101.6	2.6	65.2	-	75.8	81.6	104.3	6.1	66.2	-	80.3
50年	81.5	105.7	1.7	56.5	-	78.5	80.4	101.8	3.5	60.3	-	78.5
55年	83.6	104.6	6.3	54.1	-	80.0	83.3	102.4	2.0	55.4	-	81.4
60年	84.9	106.1	6.7	45.0	-	80.9	85.8	101.9	1.3	55.8	-	83.7
平成 2年	80.3	96.6	0.1	41.5	-	76.7	83.6	97.3	1.0	48.4	-	81.9
8年	79.4	92.6	0.1	29.4	-	76.8	84.3	94.3	1.3	42.8	-	83.0
9年	78.1	92.0	0.2	27.2	-	75.2	83.9	93.7	1.3	42.5	-	82.7
10年	78.2	91.4	0.1	26.5	-	75.2	84.0	93.5	1.2	43.5	-	82.8
11年	78.9	91.3	0.1	30.1	-	75.8	84.6	93.2	1.7	45.0	-	83.2
12年	80.3	90.8	0.0	25.6	-	77.6	85.2	93.1	1.8	43.8	-	83.8
13年	80.4	90.9	0.1	25.6	-	77.6	85.3	93.2	2.0	43.7	-	83.9
14年	80.1	90.6	0.1	27.3	-	77.1	85.0	93.1	2.5	45.3	-	83.4
15年	80.3	89.6	-	24.0	-	77.8	84.9	92.9	2.4	46.3	-	83.3
16年	80.7	87.6	0.0	22.5	91.8	76.1	84.9	92.3	2.6	48.6	93.5	79.4
17年	80.5	87.2	0.1	20.0	92.5	75.6	84.8	91.7	2.7	45.3	93.4	79.4
18年	78.7	86.6	-	16.2	89.1	73.5	83.5	91.1	2.2	39.8	91.9	78.0
19年	77.7	86.0	-	12.0	87.3	72.4	82.2	90.2	2.2	37.1	90.7	76.6
20年	77.3	86.7	-	15.8	87.3	71.6	81.7	90.0	2.4	38.0	90.6	75.9

(注)「感染症病床」は、「感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が平成11年4月に施行され、「伝染病床」より改められた。

(7) 平均在院日数

平成20年1年間における入院患者の平均在院日数は35.3日となっており、前年の35.4日より0.1日減少した。

病床の種類別にみると、精神病床在院患者は385.4日、結核病床在院患者は79.2日、療養病床在院患者は179.1日、一般病床在院患者は19.9日となっている。

$$(注) \text{平均在院日数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

表3 平均在院日数の推移

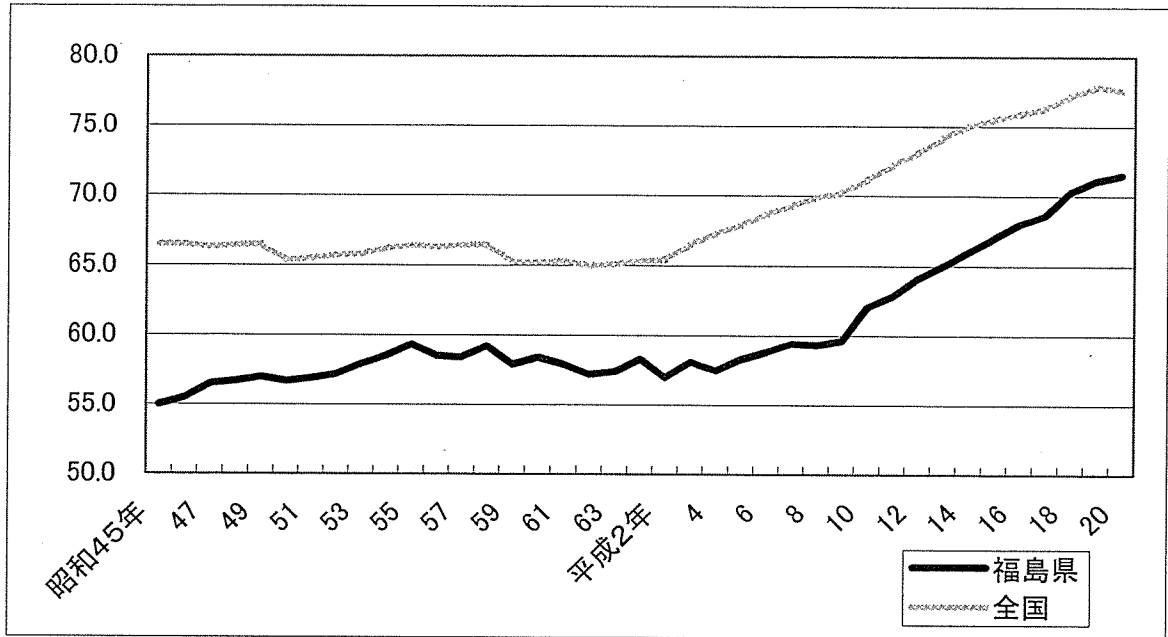
年次	福島県						全国					
	総数	精神	感染症	結核	療養	一般	総数	精神	感染症	結核	療養	一般
昭和40年	57.4	464.0	22.3	333.6	-	34.2	56.7	433.8	17.7	408.5	-	30.3
45年	61.6	528.4	12.2	471.2	-	37.8	55.3	455.4	17.6	385.3	-	32.5
50年	62.3	511.8	12.6	317.3	-	39.7	54.8	486.8	16.8	317.7	-	34.7
55年	59.8	535.5	24.7	333.3	-	39.2	55.9	534.8	17.8	252.6	-	38.3
60年	54.8	582.8	26.3	277.1	-	37.3	54.2	536.3	18.3	207.2	-	39.4
平成 2年	50.3	552.1	16.5	168.6	-	35.3	50.5	489.6	15.6	150.2	-	38.1
8年	43.0	518.3	16.3	109.4	-	30.6	43.7	441.4	14.0	119.8	-	33.5
9年	42.3	524.2	12.8	89.8	-	30.1	42.5	423.7	12.6	112.5	-	32.8
10年	40.8	505.8	7.3	76.5	-	29.0	40.8	406.4	12.1	109.3	-	31.5
11年	39.9	471.6	9.7	79.8	-	28.4	39.8	390.1	10.6	102.5	-	30.8
12年	39.2	442.4	3.0	68.5	-	28.1	39.1	376.5	9.3	96.2	-	30.4
13年	39.3	439.3	9.0	69.2	-	28.2	38.7	373.9	8.7	94.0	-	30.1
14年	38.0	426.1	3.7	60.7	-	27.4	37.5	363.7	8.7	88.0	-	29.2
15年	36.4	415.6	-	52.9	-	26.3	36.4	348.7	8.7	82.2	-	28.3
16年	36.5	401.0	3.0	54.5	155.9	21.0	36.3	338.0	10.5	78.1	172.6	20.2
17年	36.4	384.6	7.0	46.2	162.8	21.0	35.7	327.2	9.8	71.9	172.8	19.8
18年	36.0	370.9	-	50.7	165.3	20.5	34.7	320.3	9.2	70.5	171.4	19.2
19年	35.4	380.6	-	72.6	179.8	20.2	34.1	317.9	9.3	70.0	177.1	19.0
20年	35.3	385.4	-	79.2	179.1	19.9	33.8	312.9	10.2	74.2	176.6	18.8

(注)「感染症病床」は、「感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が平成11年4月に施行され、「伝染病床」より改められた。

2 一般診療所

平成20年10月1日現在の一般診療所数は、1,468施設で前年より2施設(0.01%)減少しており、無床診療所が6施設(0.5%)の増加で1,273施設、有床診療所が8施設の減少で195施設となっている。人口10万人当たりの一般診療所数は71.5施設となっており、図4に示すとおり全国平均より下回っている。

図4 人口10万対一般診療所数の年次推移

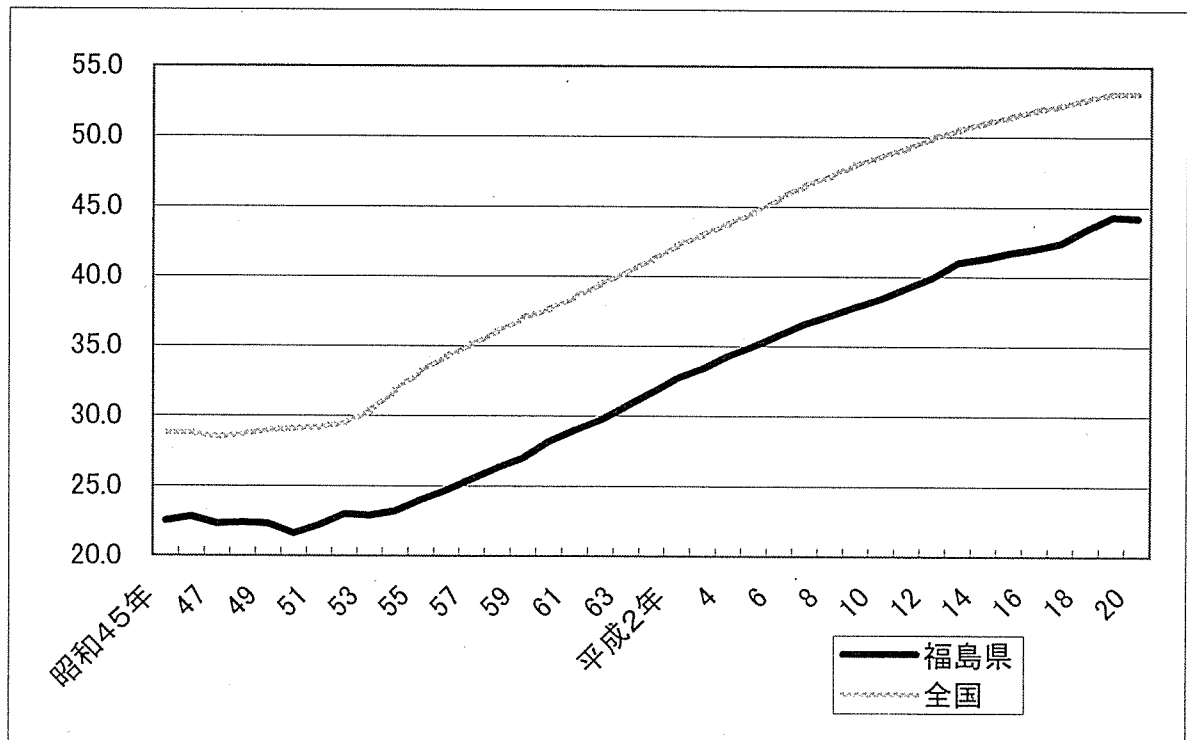


(注) 休止、1年以上休診中の施設は除く。

3 歯科診療所

平成20年10月1日現在の歯科診療所数は、906施設で前年より9施設(0.1%)減少している。人口10万人当たりの歯科診療所は44.2施設となっており、図5に示すとおり全国平均より下回っている。

図5 人口10万対歯科診療所数の年次推移



(注) 休止、1年以上休診中の施設は除く。

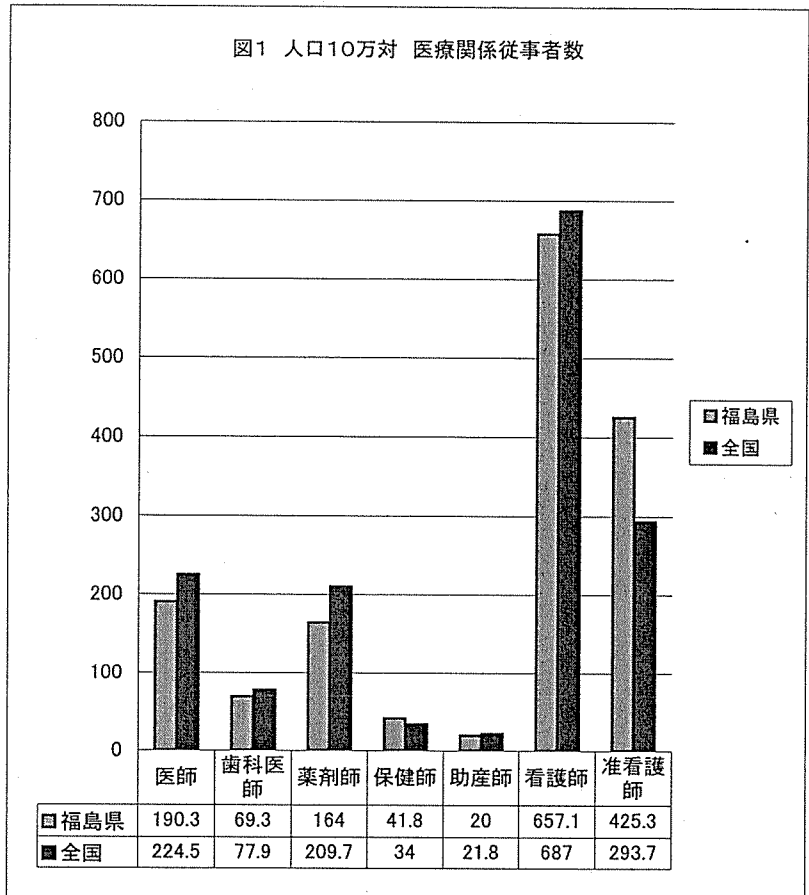
第11章 医療関係者

1 概況

本県における医師、薬剤師、保健師及び看護師等の医療従事者は、助産師を除いては年々増加しているが、平成20年について全国と比較すると図1のとおり保健師、准看護師以外では全国を下回っている。

- (注) 1 医師、歯科医師、薬剤師は従業地別
 2 保健師、助産師、看護師、准看護師は就業届出数

平成20年12月31日現在



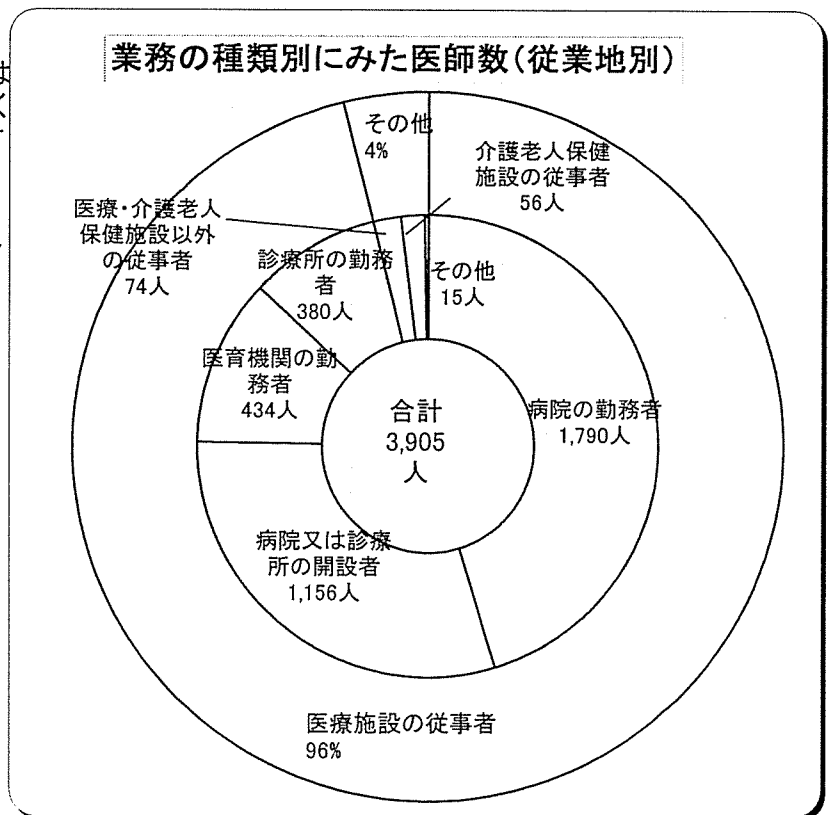
2 医師

平成20年末現在の本県の従業地別届出医療施設従事医師数は3,760人で人口10万人当たり183.2人、これは前回調査時の176.1人より7.1人高くなっているが全国の212.9人と比較すると依然として低い。

(総数は3,905人で、人口10万人当たり190.3人。全国は286,699人で人口10万人当たり224.5人。)

なお、業務の種類別にみると、図2のとおり最も多いのが病院の勤務者1,790人(45.8%)、次いで病院又は診療所の開設者1,156人(29.6%)、医育機関の勤務者434人(11.1%)などで、この三者で全体の86.6%を占めている。

平成20年12月31日現在

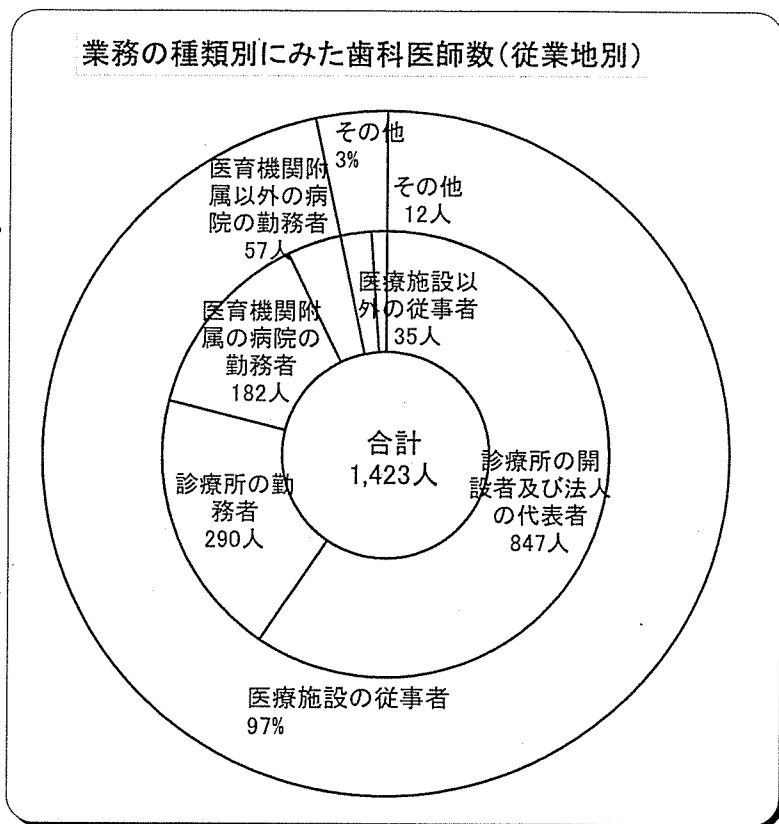


3 歯科医師

平成20年末現在の本県の従業地別届出医療施設従事歯科医師数は1,376人で、人口10万人当たり67.1人で、これは前回調査時の66.1人より1人高くなっているが、全国の75.7人と比較すると依然として低い。(総数は、1,423人で、人口10万人当たり69.3人。全国は99,426人で人口10万人当たり77.9人。)

なお、業務の種類別にみると、図3のとおり最も多いのが診療所の開設者および法人の代表者847人(59.5%)、次いで診療所の勤務者290人(20.4%)となっており、この両者で全体の79.9%を占めている。

平成20年12月31日現在



4 薬剤師

平成20年末現在の本県の従業地別届出薬局・医療施設従事薬剤師数は2,686人で人口10万人当たり130.9人で、前回の調査時の122.6人より8.3人高くなっているが、全国の145.7人と比較すると依然として低い(総数は、3,365人で、人口10万人当たり164.0人。全国は267,751人で人口10万人当たり209.7人)

なお、業務の種類別にみると、図4のとおり最も多いのが薬局の勤務者1,674人(49.7%)、次いで病院又は診療所において調剤に従事する者678人(20.1%)、薬局の開設者308人(9.2%)となっている。

平成20年12月31日現在

